

翻訳者の権利保護法 基本教材

【目次】

第1章 翻訳者のための各種契約

第2章 払ってもらえない翻訳代金の回収法

第3章 翻訳者のための著作権法

第4章 海外著作物の翻訳権の取得・許諾

【はしがき】

この講座は、主として個人の翻訳者あるいは小規模の翻訳会社の経営者を対象として、その権利をどのように自分で守って行ったらよいかについてやさしく述べたものです。

そこで、まず、考えなければならないことは、翻訳者は法律武装しなければならないということです。世の中は善い人ばかりではありません。悪い人もたくさんいます。大変な労力を費やして翻訳をしたものの一銭も取れなかったとか、だまされてタダ働きさせられたとかいった例は数多くあります。翻訳者で一度も損な目にあわなかったという人は数少ないはずです。また人と人の中には誤解もあります。翻訳者が「このように思っている」出版社や翻訳発注元会社は「そのようには思わない」場合もあるのです。翻訳者と出版社や翻訳発注元会社が、きめるべきことをアイマイなままにして仕事を進めることもまま、あります。紛争や誤解は、最終的には(どちらかが妥協あるいは泣き寝いり—をしなければ)法律でかたづけられることとなります。法律を知らない翻訳者は最終的には泣き寝いりをしなくてはならないのです。

一般的に、大きな出版社や翻訳発注元会社は、顧問弁護士や社内法務部をかかえています。また彼等はその優越的な力にものをいわせることができます。これに対して翻訳者の力は弱いものです。翻訳者の海外の相手である原著者は、多くが極めて容易にそして安価に、弁護士を傭うことができます。アメリカには、3億人超の人口に対して110万人超の弁護士がいます。日本は、人口1億2600万人に対して、2万4000人の弁護士です。日本では多くの弁護士が大企業の顧問弁護士となっており、零細な翻訳者には大変しきいが高いものです。アメリカの原著者や翻訳者は容易に弁護士に相談し、交渉を任せることができますが、日本の翻訳者は弁護士の助力はまず期待できません。仮に弁護士に知り合いがあったとしても、小さな金額の事件は請け負ってくれないものです。結局、日本の翻訳者は、自ら法律を勉強して自らを守るより他

ないわけです。「権利の上に眠るものはその権利を失う」といいます。法律を知っていると知らないとは、自分の権利を守る上で大変な違いがあります。そこでこの講座は、この翻訳者が知っておかねばならない法律をやさしく解説し、翻訳者の力になろうとするものです。

著作権法は翻訳者として是非知っておかなければならない法律です。日本の著作権法、アメリカの著作権法、ヨーロッパ諸国の著作権法について、特に原著作権、翻訳権、翻訳者の著作権、出版権についてわかりやすく解説します。

契約法の知識も重要です。翻訳者がとりかわさなければならない契約は、出版社との契約あるいは翻訳発注元会社との契約、原著者との間の翻訳許諾の英文契約、リテラリー・エージェント(著作権エージェント)との契約などいろいろありますが、自分の権利を守るためには、相手方まかせにせず、しっかりとした法律知識をもって契約しなければなりません。この他、翻訳者として知っておかねばならない法律として、労働法の知識(自分が勤めるときのために)、独占禁止法の知識(不当な圧迫を受けないために)、会社法の知識(自分の会社をもつときのために)、税法の知識(上手な節税のために)、そして訴訟法の知識(最終的に訴え、あるいは訴えられたときのために)があります。この講座ではこれらの法律知識を、翻訳者の立場に立って、わかりやすく解説します。

バベル翻訳大学院の翻訳者養成プログラムで学ぶ受講生の多くは、翻訳者として自立の道を選ぶことになるのですが、独立の翻訳者になるということは又いろいろな問題にぶつかるということでもあります。その問題の中には、法律的な問題もあります。この講座では翻訳者の立場に立ってどのような権利をどのようなやり方で守ったらよいかを学んでいただきます。このテキストは他の講座のように翻訳の技法を教えるものではありませんが、翻訳者自身の権利を守るためにぜひ必要なものですからしっかりと学んで下さい。この講座の構成は、最初に翻訳者として利用することの多い各種契約について説明し、次に、翻訳者が翻訳代金を払ってもらえないときの回収の仕方について述べます。次いで翻訳者として知っておかねばならない著作権法の知識について解説し、更に翻訳者として原著者と交渉して翻訳権を得る場合の法律的な問題について解説します。

翻訳者の方は、多くの方が法律家ではなく、このような権利の主張には弱い方でしょうが、弁護士や司法書士に頼んでもコストがかかりますし、また少ない金額ではなかなか引き受けてもらえませんから、みずから権利を主張してみずからを守るよりないのです。しっかりと権利を主張するすべを学んで自立して下さることを望みます。

【第1章 翻訳者のための各種契約】

1. 翻訳委託契約

翻訳者が、翻訳会社からあるいは依頼人会社から翻訳の依頼を受けるときに、通常この翻訳委託契約が取り決められ、（口頭契約の場合もありますが、多くは）翻訳委託契約書が作成され調印されます。翻訳発注者の側から見れば翻訳の「委託」ですが、翻訳者の側から見れば翻訳の「受託」ですので翻訳委受託契約ということもあります。この稿の末尾に添付した契約書式を参照しながら、以下の説明を読み理解して下さい。

翻訳委託契約は会社が翻訳者に翻訳を依頼し、翻訳者がこれを引き受けて翻訳物を納品する契約です。以下、まず「何を決めなければならないか」を解説します。契約書の書式は最後に掲載します。

契約当事者

誰と誰の間の契約であるかを、まず明確にしなければなりません。契約の一方の当事者（翻訳を引き受ける方）が受託者であることは当然ですが、翻訳の依頼をする方即ち、委託者が、

(1) 出版社である場合、

(2) (出版社から請け負った)編集プロダクションである場合、

(3) 翻訳会社である場合などいろいろあります。翻訳の依頼を引き受ける前に、しっかりと相手方は誰であるかを確認、特定しておかねばなりません。ふわふわと浮ついた交渉をしていると、誰が相手方の契約か分からなくなります。特に、仲介者がいるときは要注意です。監訳者や講師に下請を頼まれる場合も要注意です。相手をしっかり特定しましょう。

対象物と期間

翻訳をする対象物は何か（表題、著者名、出版社、出版年）、原文は誰が翻訳者に提供するのか、原文の翻訳の許諾（原著者からの許諾）は取ってあるのかをはっきりさせ、これを契約条文の初めに書きます。翻訳をして納入する翻訳物（製品）の明細もきちんと決める必要があります。翻訳をする範囲（たとえば、脚注や付表までも翻訳するのか）、翻訳製品の精度、水準（前例や見本があれば、この程度のもので指定しやすい）、納品の形態（手書き、ワープロ原稿、フロッピーディスク、Eメール）などを明示します。

翻訳をいつまでに完成し、納品するのかの期限を確定します。期限の指定のない契約では、契約の形をなしません。もちろん、ある程度弾力性をもたせた決め方も悪いわけではないから、期限は必ず確定日でなければいけないということはなく、一定の幅を持たせてもよいことがあります。

翻訳対価と支払条件

翻訳の対価がいくらであるかは、翻訳者のいちばん関心の高い点です。これを書きもらすことはないでしょうが、対価の計算方法の決め方を知っておく必要があります。

ひとつは原稿買い切りです。「ワープロ原稿 A4 版ダブルスペース 1 枚当たり(あるいは 200 字詰め原稿用紙 1 枚当たり)いくら」という形できまります。最近では「原文 1 ワードあたり何円」という決め方もあります。雑誌掲載は多くがこの形ですが、会社向け(内部資料や宣伝利用)も原稿買い取りが多いようです。この場合は、著作権の帰属を会社など依頼者側にすることが多いのですが、その点をはっきりさせる必要があります。

もうひとつは、印税払方式です。単行本の場合、小売価格×印刷部数の、たとえば 7 パーセントを印税(翻訳著作者のロイヤリティ)として支払う、というような決め方です。翻訳対価の額を決めると同時に、その支払条件も決めておかねばなりません。通常、納品後何日以内にどのような方法で、支払うかが決められます。

著作権の帰属

著作権を委託者側の会社が保有するのか、翻訳者が保有するのかを決めることは重要なことです。

会社が翻訳者に翻訳を委託し、原稿買い切りの形で翻訳料金を設定する場合は、多くの場合、翻訳著作権は「会社側」に帰属することになり、契約書中の著作権の帰属の条項にはそのように規定されます。この場合、会社が翻訳著作権者となるのですから、その翻訳物をどのような条件で使うか(出版するか、社内限りとするか、あるいは他へ譲渡するかなど)は、会社の任意ということになります。また翻訳をどのように加工するか(修正したり、翻案したり、映像や音声など二次的著作物にすることなど)は会社の任意で、翻訳者の承諾は必要ではありません。会社が翻訳者として表記されることが多く、実際の翻訳者の氏名が紹介されるかどうかは単なる会社の好意ということになります。このことは、会社と翻訳者の間のことだけでなく、著名な監訳者と下訳者の間にもあてはまります。場合によっては翻訳者が著作権を留保することもあり得ます。翻訳者からの原稿買い切りではなく、印税払方式のような対価条件の場合で、翻訳著作権は翻訳者に帰属すると契約条項に規定されるような場合です。このような場合は著作権者には氏名表示権がありますから、翻訳者は翻訳物に自分の氏名を表示してもらうよう要求することができます。翻訳者に翻訳著作権が帰属すると、会社は翻訳者の許諾を得て、翻訳物を複製、出版することになりますので、著作権帰属条項に続いて、このような著作権許諾条項を置いて詳細を規定することになります。

どちらの決め方をするにせよ、翻訳者にとっては翻訳成果物の著作権の帰属が自己にあるのか、会社側にあるのかは重要なことですから、契約に当たってはしっかりと確認しておかねばなりません。翻訳

者の側に立った基準を言えば、社内文書用の翻訳のような一過性のものは著作権に固執することはないでしょうし、出版されるような翻訳物については自己に著作権を保持しておくことが好ましいでしょう。

なお、ここで言う著作権は翻訳者の翻訳著作権であって、原著者の著作権に関しては別条項(後述)となります

秘密義務または翻訳物の利用に関する条項

翻訳委託契約は多くが産業翻訳に関するものです。科学技術、ビジネス文書、契約書、交渉記録などの翻訳が中心です。これらの産業翻訳については、翻訳者の側から翻訳物やその内容が漏れ出では会社側は困ります。そこで、翻訳委託契約のなかに秘密保持義務条項を置いて、翻訳者が会社以外の第三者に対し翻訳物を重複して引渡したり、内容を公開したりすることを禁止します。

秘密義務と関連しますが、翻訳物の利用が特定目的に限られている場合(たとえば、政府機関のみに提出、社内のみで使用など)にはその旨を明記して規定する場合があります。それ以外の利用は別途の対価を交渉することになるような場合です。翻訳物が学会などで公表されたり、印刷物となって一般に配布されたりすることがわかっている場合は、契約書中にこの用途を明記した方がいいと言えます。翻訳者としては、自分の翻訳物がどのように利用されるかを、翻訳に当たって承知しておくことが必要であるからです。

最近では、一回ごとの翻訳委託契約とは別に、翻訳会社と翻訳者の間で包括的な秘密保持契約が締結される場合があります。この秘密保持契約に基づき、翻訳者は、翻訳物に含まれる秘密情報の許可を得ない開示や使用を禁じられ、又翻訳終了の一定期間後(例:検査期間終業後)に翻訳に関する全ての書類(原文・訳文のハードコピー及びデータ上のもの、メール、ファックス文書等)を破棄し、破棄したことを証明する文書の提出が義務づけられます。

また、海外からの投資及び海外への投資の活発化に伴い、IR(Investor Relations:企業が投資家に対して行う情報公開)資料の翻訳の需要も増えています。IRには、一般公開されていないような極秘のインサイダー情報が含まれていることがあり、これは当然秘密保持の対象となります。最近の事例で、あるIRを翻訳した翻訳者がそこで得たインサイダー情報に基づき、家族に株を購入させたものがありました。これなどは、秘密保持義務の違反であるだけでなく、金融商品取引法のインサイダー取引に該当する可能性のある行為です。

納入翻訳物の保証責任

翻訳者が委託者側に納入する翻訳物の水準を保証する条項です。委託者としては、納入された翻訳物が水準の低いものであっては困りますので、一定の水準であることを翻訳者に保証させようとしています。翻訳が一定の水準に達していなければ契約違反になるというわけです。この一定の水準を契約書中でどのよう

に規定するかが難しいところですが、「委託者の満足する水準であるものとする」と抽象的に書くか、「あらかじめ翻訳者が委託者に提出した試訳と同水準であるものとする」というようにやや具体的に書かれます。翻訳検定を客観的基準とし「翻訳検定1級程度の水準であるべきものとする」と書いたり、翻訳者側のチェック・システムを明示して「必ずネイティブの文章チェックを経ること」という条項を入れる場合もあります。

翻訳物の品質がこの保証責任条項で規定した水準に達していない場合は、別に定める契約解除条項、損害賠償条項(これらは後述します)にしたがって、契約解除(したがって代金は受領できない)あるいは損害賠償を行うこととなります。

翻訳者の側にとってもこの保証責任条項が必要な場合があります。翻訳が原因でビジネス上のトラブルが委託者の側に生起し、その結果として生起する損害を請求されることに歯止めをかけておきたい場合です。この場合「翻訳者は翻訳物が所定の水準であることを保証するが、翻訳物の利用もしくはこれによる判断等に基づき委託者側に生起するかもしれない損害については翻訳者はその責を負わない」というように保証責任の範囲を限定します。

検証、修正

翻訳物の品質水準について、納入後委託者側がこれをチェックし、必要な場合翻訳の修正を要求できるとする条項です。翻訳者としては、納入後何か月も経て修正を要求されても困りますので、検証期間を「納入後何週間以内」と限定する場合があります。

再委託の禁止

翻訳委託契約においては翻訳者の能力水準は重要なファクターです。委託者側は翻訳者を信頼して翻訳を依頼しているのであるから、翻訳者が別の人間に再委託してもらっては困るのです。それに秘密保持の面からも好ましくありません。

そこで翻訳委託契約の中に再委託の禁止条項をおいて、委託者に無断で翻訳を再委託してはならないとするのです。

翻訳成果物の納入の例外

翻訳をする対象物(原著)および成果物(訳文)の特定については、すでに述べてありますが、本条項は成果物の納品の例外に関する条項です。成果物(訳文)についての納入の期限、納入形態、納入場所、納入方法について前掲した成果物の特定の条項以外に書くべきこと、たとえば翻訳の遅延等の場合の措置があれ

ば、これを記載します。天災その他の不可抗力により予定期限までの納入が困難となった場合の免責も書いておくのがよいでしょう。

別途支出

翻訳に対する対価およびその支払条件についてはすでに述べたとおりですが、翻訳者の方で特別の支出が必要となる場合があります。たとえば、翻訳内容の確認のために海外出張が必要となる場合や翻訳内容の水準を高めるために特別の背景調査をする場合などです。このような支出は翻訳対価に含まれず、別途支払ってもらう旨の条項を規定しておく必要があります。この場合は、翻訳委託者側もいきなり支払要求がきても困りますので、あらかじめ見積額を提出させ承認したうえで、別途支払に応じる旨の規定となります。

原著作権者の翻訳許可

翻訳作業の対象物(原本)はすでに述べたとおり、契約の最初に規定されますが、原文の著作権者から翻訳のライセンスを得るのは、通常、翻訳委託者です。翻訳者は、翻訳委託者から原文を与えられて、これを翻訳するだけで、原著作権者には接触しません。そこで、契約書中には、翻訳委託者が原著作権者の許可を得ているものであること、翻訳者に対し原著作権者から苦情あるいは法的処置などがとられることはないこと、その他翻訳者に迷惑がかかることはないことなどもその条項に規定しておかなければなりません。

原著作権者は多くの場合、海外に住む外国人(あるいは会社)でしょうが、通常は、翻訳委託者が予め翻訳権仲介エージェントなどを經由して原著作権者に接触し、翻訳許可を得ます。翻訳者はそのライセンスの下で翻訳をするのですから、この関係を翻訳委託契約に明記しておくことになります。

資料などの返還

翻訳委託に関連して、翻訳委託者から原著作物に関する資料などを受領している場合、翻訳物納入と同時に、これら原著資料を翻訳委託者に返還する旨の条項が規定されます。

契約解除条項

翻訳者は期限に翻訳物を納入し、翻訳委託者はこれに対し対価を支払うことを中心に、翻訳者、委託者の双方に数々の義務と権利が規定されます。その際、契約当事者の一方がその義務を履行しない場合はど

うするかを定めた条項が契約解除条項です。翻訳者が期限までに仕事を完成しないとか、翻訳委託者が対価を支払わない、あるいは原資料を引き渡さないといったような場合がこれに該当します。このような場合には相手方当事者が、不履行をした当事者に対して契約を解除する旨の通知を送って翻訳委託契約を解除するのが相当ですが、通常、いきなり解除をすることは定めません。ふつうは、契約違反があっても即時契約解除はせず、いったん相当の期間を定めて契約の履行を催促し、一定期間待ってから、それでもなお契約を履行しないときは契約を解除すると規定します。

損害賠償条項

契約の解除によって白紙の状態に戻るわけですが、その際にお互いの義務がまったくなくなるわけではありません。契約の不履行によって損害を受けた側は損害を生じるわけですから、この損害の賠償を求める権利がある旨の条項を置かなければなりません。

翻訳者の側の契約違反のうち、期限までに納入しない場合は対価の請求権がなくなるのが当然です。さらに、秘密を漏洩したような契約違反では、損害額はさらに大きくなる可能性があります。

翻訳委託者の側の契約違反のうち、対価を支払わない場合は、その対価額が損害額となりましょうが、翻訳者に著作権があってその著作権を無視したようなケースでは損害額はもっと大きくなるでしょう。個々に細かく確定額を規定することは困難ですから、一般的には、発生した損害を賠償すると規定します。損害額が青天井にふくれあがっては困りますから、上限を規定して歯止めをかけるような規定の仕方もあります。特に翻訳者としては、翻訳上のミスで、委託者側に事業上の大損害が生じたような場合に、そのすべての損失を請求されても困りますので、たとえば、翻訳者に請求できる損害賠償額は翻訳料金の倍額を上限とする、というような但し書きを入れることがあります。

原状回復条項

契約が解除された場合、翻訳者は翻訳委託者側から受領している原著資料を返還し、翻訳委託者が翻訳者から翻訳物を一部あるいは全部受け取っている場合には、これらを返還しなければなりません。このような原状回復の条項が規定されるのがふつうです。

紛争解決条項

最後に、当事者間で紛争が生じた場合の処理方法を規定します。仲裁による場合は仲裁場所、仲裁方法などを特定します。仲裁によらないで、裁判による場合には、管轄裁判所をどこにするかを取り決め規定します。

翻訳委託契約書

東京都渋谷区青山1丁目9番4 ジャパン・トランスレーション・サービス株式会社（以下JTSと称す）と、東京都文京区目白3丁目3番3 寅須玲子（以下翻訳者と称す）との間において、2000年1月31日次の通り契約を締結した。

契約の背景

1. JTSは、英文の文書の翻訳を信頼できる翻訳者に依頼したいと考えている。
2. 翻訳者は、翻訳者として相応の経験を有する翻訳者であり、JTSの依頼に応じて翻訳を行う用意がある。

よって両当事者は次の通り契約する。

第1条（翻訳作業の明示）

JTSは、下記の著作物の翻訳を下記の条件及び本契約の条項にしたがって翻訳者に委託し、翻訳者はこれを引受けるものとする。

1. 原著作物（英文）

- (1) 著作者名、出版社名、出版年
- (2) 著作物の表示
- (3) 頁数及び1頁当たりワード数（略数）
- (4) 原著作物の交付（英文印刷物の手交、ファックス送信、Eメール送信、交付日）

2. 翻訳著作物（日本文）

- (1) 翻訳成果物見積り頁数
但し、翻訳料の計算は第2条の通り仕上り実頁数で行う。
- (2) 翻訳範囲
本文、脚注、付表、目次を含み全文を翻訳すること。

3. 翻訳期間、検査期間、修正期間

翻訳期間は、JTSが原著作物を翻訳者に交付した後3カ月間とする。

翻訳者は、上記翻訳期間の満了日までに、全文の翻訳物の完成品を J T S に提出する。

検査期間は、上記提出後 1 週間とし、J T S は、もし翻訳物の仕上りに異存があれば、これを検査期間の満了日の日までに、翻訳者に連絡するものとする。

修正期間は、上記連絡があった後 2 0 日間とし、翻訳者は J T S より指摘ありたる部分の翻訳を修正の上、修正期間の満了の日までに再度翻訳物を J T S に納入するものとする。

4. 翻訳物の品質水準

翻訳者が納品する翻訳日本文の品質は、(1) 予め当事者間で承知されている翻訳英文法、翻訳技法によること、(2) 翻訳作業の開始前に翻訳者より J T S に提出された試訳の水準であること、とする。

5. 翻訳物の納品及び体裁

納品する翻訳日本文の納品は、次の通りとする。

納品形態：A 4 版打ち出し及び M D

体裁：A 4 版 3 0 字 4 0 行

6. 委託者よりの提供資料

J T S は、翻訳者の参考のため、(1) J T S 社内用特定用語集、(2) その他の資料、を翻訳者に提供する。

第 2 条（翻訳代金と支払条件）

1. 翻訳者は、翻訳物の納品に際して、納入翻訳物の数量及び代金を計算し、請求書として翻訳物に添付する。

2. 翻訳物の代金は、原稿買い取り方式とし、納品物の打ち出し頁 1 枚につき 2, 000 円とする。

3. 翻訳代金の支払いは、翻訳物の完成品納入の日の翌月末日までに、J T S より翻訳者あて、翻訳者の指定する銀行口座に現金で振込送金して、支払うものとする。

4. 翻訳代金に消費税が賦課される場合は、翻訳者の請求書の記載にもとづき、
翻訳代金に加算して支払う。

第3条（翻訳著作権の帰属）

翻訳者は、翻訳物の翻訳著作権がJ T Sに帰属することに合意する。翻訳者は翻訳物
に関する著作権人格権を主張せず、J T Sがその責任において翻訳物の文章を自由に
変更することに合意する。

翻訳物の公表、利用に際して、翻訳者の氏名を表示するかどうかはJ T Sの任意と
する。

第4条（原著作権者の承諾）

J T Sは、翻訳者に委託する本件翻訳の原著作物については、原著作権者よりその承諾
を得ているものであり、翻訳者が原著作権者から苦情の申立を受け又は法的処置をと
られる事がないことを保証し、且つ、万が一そのような事態が生じて翻訳者に損害を
生じた場合にはその生じた損害の一切を補償するものとする。

第5条（秘密保持）

翻訳者は、J T Sから委託を受けた翻訳については、その内容及び翻訳受託の事実を
一切秘密に保持し、J T Sの書面による許可を得ないで、これを他に一切開示しては
ならないものとする。

第6章（再委託の禁止）

翻訳者は委託を受けた翻訳については、すべて翻訳者自身で翻訳作業を行うものと
し、J T Sの書面による承諾を得ないで、これを他の者に再委託してはならないもの
とする。

第7条（保証責任）

翻訳者は、J T Sに納入する翻訳物が、第1条4項で定めた品質水準であることを保証する。J T Sは、納入された翻訳物が上述の品質水準に合致しない場合、第1条3項にしたがって翻訳者に修正を要求することができる。但し、第1条3項の検査期間内に修正の要求がなかった場合、翻訳物は異議なく受託されたものとみなすものとする。

第8条（翻訳物納入の例外）

翻訳者は、病気、怪我その他止むを得ない事情で第1条に定める納入の期限までに翻訳物を納入することが困難であると考えた場合は、速やかにその旨をJ T Sに連絡し、本契約を変更するか又は解除するかの判断をJ T Sに委ねなければならない。地震、火災、爆発、洪水その他の天災地変によって、本契約の履行が困難となった場合、本契約はその時点でその範囲において消滅するものとする。

第9条（別途支出）

翻訳者が、翻訳を行う為に海外出張、背景調査など、別途の出費を必要とすると考えた場合、その旨を出費の見積り額を添えてJ T Sに申出ることができる。この場合、J T Sが予め書面でこれを承諾した場合に限り、翻訳者はこの出費に相当する額をJ T Sに請求することができる。

第10条（資料等の返還）

翻訳者は、翻訳物の納品後速やかに、J T Sより受託した原著作物及び第1条6項に定める参考資料を、J T Sに返還しなければならないものとする。

第11条（契約解除）

本契約当事者のいずれか一方が本契約の各条項の一つにでも違背した場合、他方当事者は、その違反当事者に対して、期限を定めて是正を催告し、期限内に是正されないときには、違反当事者に対する通知により、本契約を解除することができる。上記の

契約の解除は、違反当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 12 条（損害賠償）

本契約当事者は、相手方当事者の本契約上の義務の不履行によって受けた損害の賠償を、相手方当事者に求めることができる。但し、その損害賠償額は、翻訳者に対しては、第 5 条（秘密保持）に違反した場合を除き、翻訳代金の額を限度とする。

第 13 条（契約終了）

本契約は、第 1 条 3 項に定める翻訳物の納品が完了した時、又は、第 11 条（契約解除）により本契約が解除された時に終了する。

但し、第 5 条（秘密保持）の秘密保持義務、及び第 2 条（翻訳代金と支払条件）の代金支払い義務は契約終了の後も存続する。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約又は本契約の履行に関して当事者間に生起することあるべき疑義、紛争、紛議については、当事者の合意により、東京地方裁判所を管轄裁判所と定める。

以上の通り契約したるにより、本証 2 通を作成し、当事者各自署名捺印の上、各 1 通を保有する。

2005 年 1 月 31 日

東京都渋谷区青山 1 丁目 9 番 4

ジャパン・トランスレーション・サービス株式会社

代表取締役社長 ジョン・ジェームス

東京都文京区目白 3 丁目 3 番 3

寅須玲子

<補足説明>

翻訳委託契約は、以上のようなものですが、契約については民法に規定されていますから六法全書をのぞいて見て下さい。（六法全書は買って置いて下さい。定価は1000円台からあります。翻訳者にとっては、辞書と同じものと考えて買ってください。）民法の第632条から第642条までは請負契約のことが書いてありますが、翻訳委託契約は、仕事の請負の一種ですから請負契約の一種と考えられています。もし、ここであげたような細かい翻訳委託契約書がなかったとすれば、この民法の請負契約の条項にしたがって、法律的な事は判断されるわけです。

翻訳に当たって、ここに掲げたような大層な契約書を結ぶまでもないと考えられることもあるでしょうが、その場合でも、この翻訳委託契約書の第1条（翻訳作業の明細）と第2条（代金支払条件）くらいは最低限きめておく必要があります。

翻訳委託契約は、必ずしも、ここに掲げたような契約書風の「双方が署名捺印」したものでなくてもかまいません。定めたことを一方から一方への手紙の形にして確認してもよいのです。ですから、翻訳者が翻訳の委託を受けたときに、せめて、上述の第1条（翻訳作業の明細）第2条（代金と支払条件）の内容を手紙にし、翻訳の受注確認書として委託者に送っておかれるとよいでしょう。後日の証拠となります。「ご発注有難うございました。受注の条件を確認させていただきます。」という文言を添えて送っておけば抵抗がないでしょう。EメールでもFAXでもかまいません。後で証明できればよいのです。

2. 出版社との間の出版契約

前節は翻訳委託契約の解説を終了しましたが、この節では出版社との間の出版契約を翻訳者の立場にそって解説することにしましょう。

原著に関しては原著者の著作権があり、その翻訳物に関しては翻訳者の翻訳著作権があります。したがって翻訳書を出版しようとする出版社は、原著者（あるいは原著の著作権を管理する会社）との間に翻訳権使用契約（翻訳ライセンス）を取り交わす一方、翻訳者との間に翻訳著作物の出版契約を結ぶことになるわけです。

この翻訳物出版契約については、それぞれの出版社が自社の書式を用意していますが、かなり多くの場合、契約書という書面の形ではなく、口頭でも行われています。しかし、そうだとしても、出版契約の内容がどのようなものであるかを翻訳者が知っておくことは、その権利の保護に重要なことです。以下、出版契約の条文項目にしたがって解説しましょう。

当事者

出版契約書が、出版社と翻訳者との間に取り交わされることは当たり前のように思われるでしょうが、実際にはこれがいろいろと混乱することがあるのです。たとえば、翻訳者のほかに監訳者がいる場合、翻訳を翻訳会社や編集プロダクション会社が引き受けて実際の翻訳を下請の翻訳者に行わせる場合、などのように、真の契約当事者が翻訳者の思惑と違う場合があります。出版契約に当たってはこの辺をはっきりさせて誤解のないようにしておかなければなりません。翻訳者としては、当事者が錯綜していると思われる場合は、翻訳を行わせる権利が誰にあるかを確認することが必要なのです。

出版権の設定

出版契約書の最初に出てくる条文が、この出版権の設定の条項です。翻訳者(正確には翻訳著作権を有する者)が出版社に対し出版権を設定するというように書かれます。出版権を設定することにより、出版社は対象の著作物を出版する(すなわち、印刷その他の方法で複製頒布する)権利を専有することになります。この出版社の権利の専有は排他的ですので、翻訳者としては、異なる出版社から二重に出版してはならないことになります。当たり前のことですが、これは著作権法の第三章に出版権という章があり、その最初、第79条に書いてあります。なお、出版権の設定は文化庁の著作権課に登録できることになっています。実際にはあまり登録は行われていませんが、出版権の二重設定(二つの出版社が出版権をもつ)でトラブルが生じたような場合には、出版権の登録をしてあるほうが先することになります。

出版権の存続期間

出版権の設定によって出版社が持つ権利は、いつまでもというわけではありません。著作権を有する者(翻訳者も翻訳著作権者です)としては全集や文庫本など違った版型で出版したい場合もあるでしょうし、出版社も出版して一定期間(通常3年間)たてば出版による利益も得られるでしょうから、著作権法では出版権の存続期間は3年となっています。著作権法第83条第2項は「出版権は最初の出版があった日から3年を経過した日において消滅する」と定めています。これと異なる期間を出版契約の中で定めることもできます。

出版権の存続期間は3年

著作権法では出版社のもつ出版権の期間を3年と限っています(著作権法第83条第2項)。したがって、特別にこれより長い期間を定める条文が出版契約に入っている場合を除いて、通常は3年を経過した時点

で著作権は消失しますので、著者は新しい出版社を選定できることとなります。ハードカバーで出版された本が、3年ほど経過して、別の出版社から文庫本など別の版型で出版されるのはこの規定によるものです。

もちろん、出版社と著者の合意で出版契約の中に3年より長い存続期間を定めることはできます。その場合は、その期間(5年とか10年とか)の間、著者は他の出版社と契約することはできませんし、また出版社はその期間出版物を頒布する責任を負うこととなります。

翻訳出版の場合は、原著者の出版契約と翻訳者の出版契約の二本立てになりますので、2つの契約の著作権存続期間を一致させておくことが必要になります。

独占的著作権

出版契約書には、当然のことですが、契約当事者の出版社のみがその本の出版を独占する旨が書かれます。同じ本が二重に出版されては困るため、どの出版社の契約書にもこの条項が盛り込まれています。著作権法第80条第1項でも「複製する権利を専有する」と、同じことを規定しています。ただし、実際には、著者が同一の著作物を雑誌の一部に転載したり、全集に加えたりすることがありますので、出版契約書には「他に転載ないし出版させる場合は、出版社の協議と承認の下で決定する」と規定しているのが通例です。

アメリカの出版業界の契約慣習では、最初にハードカバーを出版する出版社が、ペーパーバック版や雑誌転載等について著作者の著作権行使を代理で行うのが通例ですが、最近では日本でも当初の版の出版社が、文庫版の出版社と条件等について協議することも出てきているようです。

なお、今後は電子出版のCD-ROM版や音声(朗読)CDなど、版型が書籍以外にも広がりつつありますので、この独占的著作権条項が、本のみでの出版と、限定的に書かれるようになってきています。

類似著作物の出版の禁止

著者が似たような内容の著作物を他の出版社より出版されては困りますので、これを制限する規定が出版契約中に盛り込まれています。まったく同一のものの出版独占は前条で確保されますが、類似のものについてはこの規定で制限されるわけです。たとえば、翻訳者が、翻訳物を出版社に渡した後に、これを換骨奪胎して別のものにして雑誌に載せたりするような行為はこの条項で禁じられているわけです。

著作者人格権

産業翻訳と違って、出版翻訳においては、著作者が書いた原稿が出版社に勝手に改変されては、著作者は困ります。そのため、著作権法第20条第1項では「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持

する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない」と規定しています。これを著作者人格権の保護といいます。

出版契約書中にも「出版者が著作物の内容、表現、書名・題号に変更を加える場合には著作者の事前の承諾を必要とする」として、これを確認する規定を加えています。

翻訳者も、翻訳著作物の著作者ですから、自分の翻訳文を勝手に改変されることはないわけです。出版社の編集者が訳文の改変、修正を求める場合はあくまで、翻訳者の承諾を必要とするわけです。

この著作者人格権は著作者自身に専属する権利として認められていますので(著作権法第59条)、著作権が他人(会社など)に譲渡された場合でも、著作者人格権はもとの著作者に残ります。改変するときはその同意が必要になるわけです。

著作内容の責任

著作者人格権によって著作者の著作内容に関する権利が尊重されるということは、逆に言えば、著作物の内容については著作者に責任があることとなります。たとえば、著作物の内容は他人の著作物の引き写し(他人の著作権を侵害するもの)であってはなりませんし、他人の商標権、意匠権、肖像権、プライバシー権を侵害するものであってはなりません。同じように内容が他人の名誉を毀損したり、他人を偽網したりするものであってはなりません。これらについては出版社に責任はなく、著作者に責任があることとなります。出版契約書においては「著作者は、著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないこと、侵害問題などが生じた場合は、著作者がその責任を負う」旨を規定しています。翻訳者の場合でも、他人の翻訳を盗用したりしたような場合は同じような問題が生じます。要するに内容について責任を負わなければならないということです。

原稿の引き渡し期限

出版契約書中には翻訳原稿の完成稿の引き渡し期限の条項が入ります。この期限に遅れば契約解除となることがあり、場合によっては損害賠償を請求されることもあります。原稿の完成稿とわざわざうたったのは、さみだれ式に原稿を渡されても困ること、図や写真などを用意する場合はこれも含めての完成原稿でないと困るので念のため完成稿と規定するのですが、図や写真などを出版社の方が別のイラストレーターや写真家に依頼する場合があります。この場合のこれらイラストレーターや写真家の著作権については、出版社が処理することになりますが、翻訳者がこれらの協力者に直接依頼する場合にはその著作権問題を処理しておかなければなりません。

出版物発行の期日

原稿を引き渡した後、出版社がこれを出版しないで放置したのでは翻訳者が困ります。そこで確定的な出版期日を契約書中に規定します。通常、原稿の引き渡しの後3か月から6か月後の期日を設定します。この期日までに出版社が出版をしない場合は契約不履行となり、出版社は翻訳者に対して損害を賠償しなければならないこととなります。この場合の損害賠償の額は、予想される発行部数から算出した翻訳者の印税見込額です。

校正

校正とは誤植や言葉づかいを訂正するばかりではありません。原稿にある内容上の誤りを訂正することを含みます。したがって基本的には校正は、著作者人格権を有している翻訳者が校正(これを著者校正といいます)するのが原則ですが、能率的には専門の校正者を雇った方が便利であるところから、出版社側が翻訳者の委任と承諾の下で校正(これを編集者校正という)を行うことが多いのです。そこで契約書には一項において、校正をどちらが行うか(校正責任)を規定します。さらに校正回数、校正期間(通常、校正刷り受領後2週間)などを規定します。

原稿の処理

契約書に何も定めなかった場合、原稿の所有権は原稿を書いた翻訳者に帰属することになりますから、出版社は、出版の後に原稿や原図、写真などを翻訳者に返却しなければならないこととなります。しかし、原図や写真などについては再版等の場合に備えて出版社の手元に置いた方がいい場合がありますし、原稿も出版社がそのまま保管する方がいい場合があります。このような場合にはその旨を規定します。

引き渡し原稿の態様

出版契約にもとづいて翻訳者が出版社に対して引き渡す原稿は、一昔前は原稿用紙(200字詰めあるいは400字詰め)でしたが、現在ではワープロ原稿で引き渡すことが多くなりました。この場合、ワープロ原稿の字数を指定されます。さらに最近ではフロッピー原稿、Eメール送稿も行われるようになってきています。契約書にはこれら原稿の引き渡しの態様を規定します。

費用の分担

言うまでもないことですが、翻訳原稿の著作に要する費用は翻訳者が負担し、出版物の製作(印刷、製本)、販売、宣伝に要する費用は出版社が負担することを契約書の条文に明示します。これによって、翻訳執筆のための原稿用紙、フロッピー、ソフトウェア、参考書、その他調査のための費用は、翻訳者側が負担することになり、また、印刷、製本(表紙デザイン等も含む)、流通、広告等の費用は出版社が負担することになります。

翻訳原稿に関連するイラストレーション、図表、写真等については、もしそれが用いられるのであれば、どちらがその費用を負担するかを明記します。出版社側が費用を負担するのが普通です。明記していない場合は、翻訳者は翻訳原稿のみを引き渡せばよいこととなります。

翻訳原稿を渡した後、組版、校正の段階になって、翻訳者が大幅な手直しをすることがありますが、このようなことがひんぱんに行われては出版社としては製作費の予想が大きくなりすぎるようになります。そこで場合によっては、このような場合(翻訳者の都合による原稿の修正・増加)については、それに起因する製作費用超過額は、そのような手直しをした翻訳者の負担とする旨の条項を入れることがあります。

定価、造本、部数の決定と通知

出版物の印刷、製本、流通は、出版社が自己の計算とリスクでこれを行うのですが、翻訳者の側も印税を支払ってもらいに当たり、その計算の基礎となる定価(小売販売価格)と発行部数を知らせてもらわなければなりません。また、翻訳者は、出版物の版型(ペーパーバック、ハードカバー、文庫、上製本などの区別。造本といいます。)を知る必要があります。これらは出版の段階に決まっていれば、契約書中に明記します。もし契約書の調印時点で決まっていなければ、後日、出版社がこれを決定次第、翻訳者に通知する旨を契約書中に記載します。

増刷(初版の版組のままの増刷)についても、その決定は出版社の計算で行われますが、その定価、発行部数、造本について出版社より翻訳者に通知が行われることを契約書中に記載することは、上記と同じです。著作権法では、著作者は、出版物があらためて複製される場合には、正当な範囲内において著作物に修正増減を加えることができるとして、誤植や表記の誤りを正すことを認めています。増刷について出版社より翻訳者に通知することは、この機会を与えるために必要とされるわけです。

改訂、増補による再版

増刷と違い、改訂や増補をともなう「再版」については、翻訳者の手によって行われる改訂、増補の部分について著作権が発生し、また、出版社の原価計算も変わってきます。そこで改訂、増補を伴う再版の場

合は、あらためて出版社、翻訳者が協議をし、その合意したとこにたがって再版を行うという規定が契約書中におかれます。

出版社は、初版を発行した後、それが順調に売れた場合は再版する義務があります。著作権法 81 条 1 項ではこれを「当該著作物を慣行にしたがい継続して出版する義務」があると規定しています。出版社がこれに違反して再版をしない場合は、著作権者である翻訳者は、出版社に通知してその出版権を消滅させることができます(著作権法 84 条 1 項)。つまり著作者は他の出版社に同じ本を出版させることができるわけです。

また著作権法 84 条 3 項は、著作者に、著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときの出版権消滅請求権を認めています。したがって、翻訳者が一旦出版物を出した後に良心的に書き直したいような場合には、出版社に対し絶版請求ができるのです。

著作権の表示

出版契約書のなかに 1 項を設けて、出版物には翻訳者の翻訳著作権の表示を行うよう確認します。出版社と原著作者との間には、別途、出版契約が結ばれ、原著者の著作権表示が約束されます。通常これは (c) 表示で行われます。万国著作権条約では登録手続によって著作権が発生するとしていますが、同条約第 3 条はこの登録を必要としない便法として、発行される著作物に (c) 表示を行うこととしています。このことから、(c) 表示が広く普及しているのです。翻訳者の翻訳著作権についてはこの (c) 表示は行われませんが、別途、翻訳者の氏名、発行年月日が表示されなければならないことになっています(著作権法第 19 条)。

著作権使用料及び支払時期、支払方法

翻訳者にとってもっとも重要な条項です。著作権使用料、印税、ロイヤリティなどとよばれますが、算定方法はいくつかあります。発行部数に定価を掛けたものの 5 パーセントとか 7 パーセントの金額を、発行時に支払うとするのがもっとも一般的です。

実売部数をベースにする場合もあります。発行部数を算定基礎にすると売れない部分にまで著作権使用料を支払うこととなりますので、出版社は実売部数を算定基礎にする方を好みます。この場合は、発売後一定期日を定めて出版社より実売部数を報告し、著作権料を計算する旨の条項を加えておかななくてはなりません。

もう一つの方法は、翻訳料一括払いの方法です。翻訳料金を計算して、翻訳原稿引渡時に支払ってもらうのです。この場合は部数による計算ではありませんから、出版社の側には発行部数や実売部数の報告義務はないことになります。

発行された著作物で実際に販売されない部数があります。国会図書館への法で定められている納本や、原著者・翻訳者に対する献本、出版製作に寄与した人への寄贈、新聞社、雑誌社などへの宣伝依頼のため

の贈呈、原著者・翻訳者の知り合いへの贈呈などは発行部数や実売部数の計算から除外されます。これらの事をこの条項に明記しておかなくてはなりません。また、破損、汚損したことから廃棄した部数についても計算から除外することも条項に規定されます。

贈呈部数及び翻訳者の買上げ

上記に関連してですが、翻訳者がその知己に贈呈する部数は出版契約中に明確にしておいた方がよいでしょう。通常 10 部から 20 部です。また、翻訳者が自ら頒布するなどの目的で出版社から購入する場合のディスカウント率も規定します。通常、出版社から取次会社への出し値、あるいは定価の 70 パーセントのどちらかとすることが多いようです。

出版外の複写についての権利処理

出版社は、翻訳著作権者から書籍出版の形態で権利(出版権)の設定を受けているのであり、それ以上の権利の設定を受けているわけではありません。しかし実際には、コピー機による複写が一般化し、企業内などで書籍の一部を大量複写したりするような現象があることは、ご存じの通りです。

このような事態に対応するために、著作権者の複製許諾を包括的に処理する団体として、「日本複写権センター」が設立されました。このセンターは、著作権の集中的権利処理機構として、企業や教育研究機関などの複写利用側と包括的な契約を締結し、企業から複写の著作権料金を徴収(これは一定の換算数値となります)して、これを著作権者に分配するものです。現在のところ、著作権者への分配は、著作権者個々への分配ではなく、学会などの団体を通じての一括分配となっています。将来は出版社などを通じての分配も考えられています。このセンターへの著作権者の権利委託や徴収した料金の分配金の授受は、翻訳著作権者個々よりも、出版社を経由して行うほうが、より实际的であり、合理的でしょう。そこで、出版契約の中に一項を設けて、このような著作物の複写に際する権利行使を、出版社に委託する旨を定める必要があります。条項は包括的委託とし、具体的な条件は、その都度協議決定するというような文言となります。

二次的使用についての権利処理

翻訳者の原稿を書籍の形で出版するのが一次的使用ですが、それ以外の形での利用も考えられます。これが二次的使用です。翻訳著作物の二次的使用には、(1)翻訳からさらに別の言語への再翻訳やダイジェスト版作成など、改作の二次的使用、(2)映画、演劇、テレビ放送、録音・録画など、実演への二次的使用、

(3) 電子出版のような電磁的記憶装置への入力出力の二次的使用、などがあります。このうち電子出版は、将来の出版形態として注目されています。

出版契約書は、本来、対象を著作権の一次的使用、すなわち、書籍としての出版に限っていますので、二次的使用については、翻訳著作権者は、出版社以外の業者と自由に契約できることとなります。一方、二次的使用は、原稿が書籍として出版された結果可能となるものであり、また、一次的使用である書籍出版に際して、出版社が相応の寄与をしており危険負担を負っていることを勘案すれば、出版社にも二次的使用についてのいくらかの発言権を与えることが合理的でしょう。

そこで出版契約書には一項を設けて、著作物の二次的使用について優先交渉権を出版社に与える旨を約諾させるのがよいでしょう。あるいは、二次的使用について、翻訳著作権者は、その権利の処理を出版社に委託し、出版社がその委託を受けて、具体的二次使用権の交渉、設定にあたる条項を定めるのも一つの決め方です。

著作権または出版権に対する権利の設定

翻訳者が有する翻訳著作権に対し、出版社が有する権利が出版権ですが、まれに、これら著作権や出版権を他者に譲渡したり、質権設定したりすることが起こり得ます。これらの場合、それぞれ相手方の同意を要すると規定しておきませんと、信頼した相手方出版社なり翻訳著作権者なり以外の者が現れてくる可能性があります。

その他の条項

以上に述べてきたような諸条項が、出版契約の内容条項ですが、通常、これ以外に、

- 不可抗力の場合の免責
- 契約違反の場合の契約解除
- 契約の有効期間
- 契約の自動更新
- 契約の変更
- 裁判管轄

などの条項が契約に加えられます。

[出版契約書]

著作者名

書名

上記著作物を出版することについて、

著作権者
出版者
両者の間に次のとおり契約する。

を甲とし、
を乙とし、

年 月 日

甲（著作権者）

住所
氏名

印

乙（出版権者）

住所
名称
氏名

印

第1条（出版権の設定）

甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の出版権を乙に対して設定する。

2. 乙は、本著作物を出版物（以下「本出版物」という）として複製し、頒布する権利を専有する。

3. 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

第2条（出版の責任）

乙は、本著作物の複製ならびに頒布の責任を負う。

第3条（出版権の存続期間）

第1条により設定された乙の出版権は、第26条および第27条に定めるこの契約の有効期間中存続する。

第4条（排他的使用）

甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。

2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第5条（類似著作物の出版）

甲は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せず、あるいは他人をして出版させない。

第6条（原稿引渡しと発行の期日）

甲は、_____年_____月_____日までに本著作物の完全な原稿（原図・原画・写真などを含む）を乙に引渡す。

2. 乙は、完全な原稿の引渡しを受けた後_____カ月以内に本著作物を発行する。

3. やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ、前2項の期日を変更することができる。

第7条（内容の責任）

甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

第8条（校正の責任）

本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。

第9条（費用の分担）

本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。

2. 甲の指示する修正増減によって、通常の費用を超えた場合には、その超過額は甲の負担とする。ただし、甲の負担額・支払方法は、甲乙協議のうえ決定する。

第10条（著作者人格権の尊重）

乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

第11条（©表示）

乙は、甲の権利保全のために所定の位置に©、甲の氏名、第一発行年を表示する。

第 12 条（増刷の通知義務等）

乙は、本出版物を増刷するに際して、あらかじめ著作者にその旨を通知する。
2. 乙は、著作者から修正増減の申入れがあれば、甲と協議のうえこれを行う。

第 13 条（改訂版・増補版の発行）

本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。

第 14 条（製作・宣伝・販売方法等）

乙は、本出版物の定価・造本・発行部数・増刷の時期および広告・宣伝・販売の方法を決定する。

第 15 条（贈呈部数等）

乙は、初版第一刷の際に_____部、増刷のつど_____部を甲に贈呈する。
2. 甲が寄贈などのために本出版物を購入する場合は、次のとおりとする。

第 16 条（著作権使用料および支払方法・時期）

乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

著作権使用料	支払方法・時期
実売部数 1 部ごとに	保証分の支払いについて
保証部数 部 保証金額 円	保証分を超えた分の実売部数報告と支払いについて

2. 甲は、納本・贈呈・批評・宣伝・業務などに使用する部数について、著作権使用料を免除する。
3. 甲は、流通過程での破損、汚損などやむを得ない事由により廃棄処分した部数について、著作権使用料を免除する。

第 17 条（発行部数の報告等）

乙は、本出版物の発行部数を証するため、甲に対し製本のつどその部数を報告する。甲の申し出があった場合には、乙はその証拠となる書類の閲覧に応じる。

第 18 条（全集その他の編集物への収録）

甲は、この契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集などに収録して出版するとき

には、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第 19 条（複写）

甲は、本出版物の版面を利用する本著作物の複写（コピー）に係る権利（公衆送信権および複写により生じた複製物の譲渡権を含む）の管理を乙に委託する。乙はかかる権利の管理を乙が指定する者に委託することができる。甲は、乙が指定した者が、かかる権利の管理をその規定において定めるところに従い再委託することについても承諾する。

第 20 条（電子的使用）

甲は、乙に対し、本著作物の全部または相当の部分を、あらゆる電子媒体により発行し、もしくは公衆へ送信することに関し、乙が優先的に使用することを承諾する。具体的条件については、甲乙協議のうえ決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、甲が本著作物の全部または相当の部分を公衆へ送信しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。

第 21 条（二次的使用）

この契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画・電子媒体・貸与等、その他二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第 22 条（出版権消滅後の頒布）

乙は、第 16 条の規定に従い著作権使用料を支払うことを条件に、出版権消滅の後も本著作物の在庫を頒布することができる。

第 23 条（著作権または出版権の譲渡・質入）

甲が著作権の全部もしくは一部を、または乙が出版権を、第三者に譲渡または質入れしようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とする。

第 24 条（災害等の場合の処置）

地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったときまたはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。

第 25 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第 26 条（契約の有効期間）

この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満_____カ年間とする。

第 27 条（契約の自動更新）

この契約は、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を_____カ年ずつ延長する。

第 28 条（契約内容の変更）

この契約の内容について追加・削除その他変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

第 29 条（秘密保持）

甲および乙は、この契約の履行に関連して知り得た相手方および相手方の取引先等に関するすべての秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第 30 条（個人情報の取扱い）

甲および乙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の出版およびそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。

2. 甲は、乙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。

第 31 条（契約の尊重）

甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文____通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

<補足説明>

前掲の出版契約書は、社団法人日本書籍出版協会の定めた標準契約書式ですが、同法人は出版社を構成メンバーとする団体ですので、内容は若干出版社寄りとなっていることに留意して下さい。

3. 翻訳者の労働提供の契約

翻訳者として働くための契約、即ち会社に雇用されて翻訳労働サービスを提供する契約は、典型的には3種類あります。次の表で示す通り、①「正社員」としての雇用契約、②「契約社員」としての雇用契約、及び③「派遣社員」としての派遣労働契約の三つです。

	「正社員」としての雇用契約	「契約社員」としての雇用契約	「派遣社員」としての派遣労働契約
契約当事者	雇用者企業と翻訳者間	雇用者企業と翻訳者間	労働者派遣事業会社（派遣元）と翻訳者間
翻訳者の身分	正社員	契約社員	派遣社員
契約期間	長期間雇用（終身雇用）	一定期間	一定期間
仕事の内容	会社都合により、職種・勤務地等変更可能。 （外資等では、専門職採用有り）	職務を限定	職務を限定
支払者	雇用者企業	雇用者企業	派遣元
適用される法律	労働基準法、労働組合法等の労働者の権利を保護する法律	労働基準法、労働組合法等の労働者の権利を保護する法律	労働者派遣業法及び左記の労働者の権利を保護する法律

以下、それぞれの契約につき具体的に説明します。

（1）正社員としての雇用契約

正社員としての雇用契約は、雇用者企業に正規の社員として採用されその労働条件（就業規則を含め各種の人事規程による条件）が示されます。正社員は、長期間雇用（定年まで）が原則であり、雇用者会社の人事計画にもとづいて配置、技能向上、昇進などが進められますから、勤務場所や所属の変更（転勤、転属）、職種の変更（専門職務の転換、管理職への転換）が会社都合によって決められ実施されます。翻訳者のみとしての勤務、英語を使える職務のみの勤務を希望する人は、外資系企業は別として、通常の日本の企業では、なかなか自分の意思を通すことは難しいようです。それでも、最近では、外資系企業を中心に、専門職採用（契約した専門以外への転属、転勤がない）が広まってきてきますので自分の希望をはっきりと明示して会社側に受け入れられれば、正社員としての雇用契約を締結するとよろしいでしょう。

(2) 契約社員としての雇用契約

正社員でない勤務形態としては、

- ①短時間労働（いわゆるパートタイマーと称する半日労働等の単純労働）、
- ②季節臨時労働（数ヶ月に雇用契約を限った補助的労働、
- ③専門技能者と正社員を区別して処遇する契約社員労働、

などがありますが、翻訳者や語学専門職などは、上記③の契約社員として一般正社員とは別扱いの雇用形態とすることが多くなってきたようです。

この「契約社員」というのは、会社内のデザイナー、システムエンジニア、企業内弁護士など、一般社員とは違った専門性の高い労働者に、高賃金、非終身雇用、専門職務の保証を認めて別扱いするために企業側が認めるようになった雇用形態です。

翻訳者や高い言語能力を有する専門職は、その取扱業務が期間限定的であること（一定期間にプロジェクト業務が集中し終われば無くなる）、同一社内で違う職種に転属させられるよりは会社が変わっても同一職務（翻訳や英文作成）での就労を望むこと、などから、この「契約社員」雇用形態に向かっており、雇用者会社も正社員とは別にする傾向にあります。

「契約社員」雇用においては、①専門能力と専門職務を具体的に特定する、②転勤、転属、転籍、出向等が無いことを明確にする、③専門能力を練磨向上させるための就労請求権の有無についてとりきめる、など正社員労働とは別のポイントがありますが、最も大きな特徴は雇用期間が限定（たとえば1年間）されており、正社員のように定年までの終身雇用が保証されていない点です。

しかし、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、労働保険、雇用保険、厚生年金、健康保険などの労働者の権利保護法は、原則として、正社員と同様に適用されます。この講義ではこれらの労働法の詳細については説明できませんが、お手持ちの六法全書を開いて労働法のところを見ておいて下さい。しっかりした企業においては、正社員の就業規則・人事諸規則とは別に、契約社員用の就業規則・人事諸規則を持っていますから契約社員としての雇用契約締結の際に必ず見せてもらう（又はコピーをもらう）ようにしましょう。次のような事項は、雇用契約中に書かれるよりは、就業規則の中に書かれるのが通常です。

[就業（労働）条件：]

就業日・休日、就業（労働）時間、休憩時間、時間外労働、休日労働、出張、遅刻早退

休暇：

有給休暇、無給休暇、病気怪我、休職復職

賃金：

正規賃金、賃金支払方法、時間外労働賃金、休日勤務賃金、賞与、退職金

義務規定等：

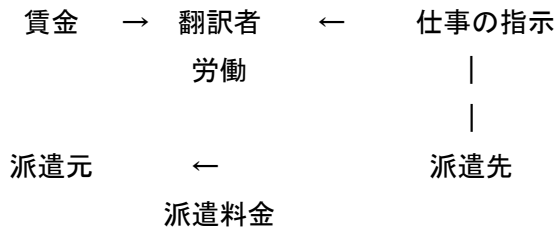
職場規律、執務態度、禁止事項、損害賠償、身元保証、安全衛生、福利厚生

参考までに契約社員用の雇用契約書を後に添付します。

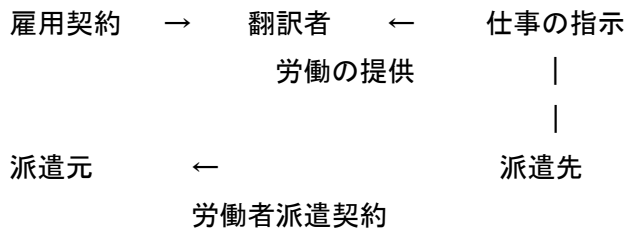
(3) 派遣労働契約

翻訳者が労働者派遣事業会社（派遣元）に所属して、その派遣元から派遣されて実際に労働を必要とする会社（派遣先）で働くこの「派遣労働」は、①翻訳が専門技術であること、②翻訳の仕事が時限性（一定期間が経つと終了する）があることから、翻訳者の働き方として一般的なものになっています。

翻訳者は、派遣元に登録します。派遣元は、特定期間労働力を必要とする派遣先を探し、登録した翻訳者を派遣先に派遣します。翻訳者は派遣先でその指示の元で働きます。しかし、翻訳者の給料は派遣元から支払われます。派遣先は、派遣元が提供する翻訳者派遣サービスの対価として派遣会社に派遣料金を支払います。この関係を図示すると次の通りです。



これを契約面で考えますと次のようになります。即ち、①派遣元と派遣先の「労働者派遣契約」（派遣元は労働者を派遣して就労させ、派遣先はその対価として料金を支払う）、②派遣元と翻訳者の間の「雇用契約」（賃金は派遣元が払い、仕事は派遣先です）の二つの契約があり、翻訳者は派遣先で、派遣先の示す就労条件（就労時間、休憩、休日等）の下でその仕事の指示にしたがって翻訳業務を行うことになります。



派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約は、個別の翻訳者ごとの契約とはせず、包括的に、何人かの労働者をいくつかの種類の業務に派遣するという形で締結されます。（ここでは労働者派遣契約の書式は添付しません。派遣元と派遣先の契約だからです。）

翻訳者と派遣元との間の雇用契約は、通常は、派遣先が決定するまでは締結されません。翻訳者は、派遣に応じることができる候補者要員として派遣元に登録するのみです。登録に当たっては、登録職種、希望勤務地、希望勤務条件、及び、技術熟練度の水準（スキル・チェック）を登録します。

派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が合意されると、派遣元から翻訳者に「就業条件明示書」が書面で提示されます。これには派遣先での勤務の条件及び派遣元から受け取る賃金やその他のベネフィットが記載されます。翻訳者がこの就業条件明示書を受けてこの内容を承諾すれば、その時点で翻訳者と派遣元との間に雇用契約が成立し、その中の規定にしたがって翻訳者は派遣先で働くことになります。この場合の翻訳者と派遣元との間の雇用契約書は①就業条件明示書と別に個別に作成調印する場合、②就業条件明示書に翻訳者が同意文言を書き込んでサインして雇用契約書に代える場合、③就業条件明示書を翻訳者が受領し口頭で同意して働きはじめればよいとして雇用契約書を省略する場合、などいろいろありますが、重要なのは就業条件明示書ですから、これはしっかりと確認して下さい。

就業条件明示書の中に書かれる派遣先での勤務条件は、①派遣先事業所名、所在地、責任者、②業務内容（翻訳、翻訳以外の仕事をするのであれば明示すること）、③肩書名称、④派遣先の指揮命令者、⑤派遣期間、⑥就業日・休日、⑦就業時間、休憩時間、時間外労働、休日労働、⑧就業状況の確認、⑨派遣先の福利厚生、⑩派遣先の安全衛生の事項、などが書かれます。

就業条件明示書の中には、また、派遣元の約束事項として、①賃金（計算基準〔日給、時給など〕、就業状況の確認方法〔タイムシートなど〕、支払日、支払方法など）、②苦情処理（苦情の申出窓口、処理方法）、③派遣契約の中途解除についての措置、などが書かれます。

派遣業務の多くは、上述したように、派遣を希望する翻訳者があらかじめ派遣元に登録しておき、就業条件明示書を受けて働きはじめるときに雇用契約が成立するという形態ですが、ときに派遣元があらかじめ翻訳者を常用しておき、その翻訳者を派遣先に派遣するというような場合もあります。このような常用型の派遣においては、固定の給与、賞与、厚生年金・健康保険・雇用保険などの社会保険、スキルアップのための訓練、安全衛生、災害補償なども問題になりますので、派遣元との雇用契約、あるいは派遣元の就業規則などの中に規定されていることとなります。

労働者の派遣については、労働者派遣業法（正確には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）で詳細な規則を定めていますがから、お手元の六法全集を開いて一読しておきましょう。また、通常の雇用に適用される労働諸法（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、各種社会保険法など）は、派遣元にも適用されますので、六法全書を開いたついでに読んでおきましょう。

参考までに就業条件明示書の書式を掲げておきます。派遣元と翻訳者の間の雇用契約書は（２）で述べた契約社員の雇用契約書を参考にして考えて下さい。

[契約社員雇用契約書]

雇用者、東京都千代田区麹町3丁目4番1 ジャパン・トランスレーション・サービス株式会社（以下雇用者と称す。）と被雇用者、東京都文京区目白4丁目3番4、寅須玲子（以下翻訳者と称す。）との間において次の通り契約社員雇用契約を締結する。

第1条（雇用の合意）

雇用者は、翻訳者を契約社員として雇用し、翻訳者はこれに応じて雇用者に被用される。

第2条（業務及び役職肩書）

1. 翻訳者の提供する労働は、下記の業務に限るものとし、雇用者は翻訳者にこれ以外の業務への就労を指示しない。
翻訳、及び翻訳のためのパソコン使用など翻訳に直接関係する業務
2. 雇用者は、翻訳者に対し、翻訳者が次の役職呼称を使用することを認める。
チーフトランスレーター

第3条（就業場所）

翻訳者の就業の場所は、別途雇用者より翻訳者に辞令をもって通知する通りとする。尚、雇用者は、業務の都合上同一地域内に限り就業の場所を変更することができる。

第4条（就業条件）

就業日・休日、就業時間、休憩時間、時間外労働、休日労働、出張、及び遅刻早退、並びに有給休暇、無給休暇、病気怪我、欠勤、休職復職等の就業条件については、雇用者から翻訳者に提示する雇用者の契約社員就業規則（以下就業規則という。）の通りとする。

第5条（賃金および社会保険）

給与、時間外労働賃金、休日勤務賃金、賞与の計算及び支払、並びに厚生年金、健

康保険、労災保険、雇用保険等の社会保険への加入及び支払、については、別途雇用者より翻訳者に提示する就業規則、給与規定、賞与規定、社会保険規定の通りとする。

第6条（通勤費その他諸経費）

通勤費、出張費、その他諸経費の計算、請求、支払については、別途雇用者から翻訳者に提示する就業規則、出張規則、経費精算規定の通りとする。

第7条（安全衛生、福利厚生、教育）

雇用者は、別途翻訳者に提示する内容の安全衛生、福利厚生を翻訳者に提供する。
雇用者は、別途翻訳者に提示する内容の教育を翻訳者に提供する。

第8条（翻訳者の義務）

翻訳者は、雇用者の業務と同種の業務を行う他の者の被雇用者もしくはその役員となり、または自ら雇用者の業務と競合する業務を行ってはならない。
その他翻訳者は、雇用者の定める就業規則及び服務規律を遵守する義務を有するものとする。

第9条（秘密保持）

翻訳者は、本件雇用期間中に知り得た雇用者の業務上の秘密を、雇用者の許可を得ないで他の第三者に開示してはならない。雇用者は、本件雇用により知り得た翻訳者のプライバシーにかかわる事項を、他の第三者に開示してはならないものとする。

第10条（著作権）

翻訳者が雇用期間中に行った業務の成果（翻訳物）の著作権は、すべて雇用者に帰属するものとする。

第12条（裁量労働）

雇用者と翻訳者の間の将来の話合いによって、翻訳者の行う翻訳作業について、フレックスタイム、出来高払い、在宅勤務等の裁量労働制を採用することがあるものとする。

第13条（就労請求権）

翻訳者は、翻訳技術が翻訳労働の過程で向上していくものであることにかんがみ、雇用者に対し十分な量の翻訳作業を与えるよう請求することができるものとする。

第 14 条（雇用期間）

本契約による雇用期間は次の期間とする。

2000 年 1 月 1 日より 2000 年 12 月 31 日までの 1 年間

尚本契約は自動更新せず、契約当事者が契約期間満了に際して、更新を望む場合は、改めて契約を締結するものとする。

第 15 条（解除）

翻訳者が契約期間中に死亡し、もしくは廃疾となった場合又は、通常の翻訳作業が不可能となった場合、雇用者は、翻訳者に対し通知を送付して本契約を解除することができる。雇用者は契約完了日までの賃金を支払って、本契約を任意に解除することができる。

年 月 日

雇用者 東京都千代田区麹町 3 町名 4 番 1
ジャパン・トランスレーション・サービス株式会社
代表取締役ジョン・ジェームス

被雇用者 東京都文京区目白 4 丁目 3 番 4
翻訳者 寅須玲子

派遣労働者雇入通知書兼就業条件明示書を送付いたします。
ご査収の上、保管下さいますようお願い申し上げます。

下記事項に関するお問い合わせ先

翻訳者 寅須玲子様

TEL03-5275-2433

業務契約 No.

[就業条件明示書]

派遣先	事業所名 ランゲージ・トランスレーション・サービス 株式会社 所在地 〒102-0083 東京都千代田区通町 3-5-6 TEL03-3111-5555 責任者 ロバート・ロイ 役職ランゲージマネージャー
派遣元	事業所名 東京翻訳者紹介 株式会社 所在地 〒102-8510 東京都千代田区麴町 2-2-4 責任者 マリア・マリーン 役職 コ・オーディション・マネージャー
就業者	寅須玲子
業務内容	翻訳:翻訳ツール使用業務を含む
就業場所	翻訳担当部署 〒102-0083 東京都千代田区麴町 3-2-4 ランゲージ・トランスレーション・サービス株式会社
指揮命令者	ロバート・ロイ 役職 ランゲージマネージャー
派遣期間	1999年11月1日 から 1999年11月30日 就業日 月 火 水 木 金
休日	土曜日、日曜日、祝祭日
勤務時間	平日 開始:09時30分 終了:17時30分 実働時間:07時間00分 土曜
休憩時間	平日 12時00分 ~ 13時00分 01時間00分 土曜
時間外労働	4週につき36時間(女子)、月45時間(男子)の範囲内。
安全衛生の事項	派遣安全衛生法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努める。
賃金	時間給: ¥1,750円 半日給: ¥0円 日給: 0円 実働8時間0分を超えない限り、割増賃金の対象にはなりません。 実働8時間0分を超えたとき25%割増。週40時間を超えたとき25%増。

実働 8 時間を超えて深夜時間にかかったときは 50%割増。法定休日:4 週 4 日の法定休日は 35%割増。休日深夜:60%割増。派遣先の都合により就業時間が短縮され 4 時間に満たない場合は就業時間を 4 時間とみなし、これを保証する。時間計算単位:15 分

就業状況 別紙タイムシートにて確認

福利厚生施設等の利用等 契約施設の利用可能

苦情の処理 お仕事上の苦情等は派遣先責任者または派遣元責任者にお申し出下さい。派遣先・派遣元は相互に連携し適切な処置に努めます。

苦情の申し出先 派遣先 レバート・ロイ 役職 ランゲージマネージャー
派遣元 マリア・マリーン 役職 コ・オーディション・マネージャー

派遣契約中途解除の場合の措置 派遣契約を途中で解除する場合、関係者が事実確認をし、その原因が派遣就業者にないときは相当の猶予期間をもって通知するとともに、派遣先・派遣元はその後の雇用の安定に努めます。

備考 ※原則として勤務時間、休日(夏休み、年末年始・ゴールデンウィーク、等)は派遣先のカレンダーに準じます。

【第2章 払ってもらえない翻訳代金の回収法】

1. 少額訴訟制度の利用

翻訳をして納品したもののその代金が回収できないということはしばしばあります。翻訳の質が悪くて金が払えない、などと言う発注者もありますが、これは多くは言いがかりです。そのような場合は、翻訳の悪いところを指摘して修正作業をやらせれば良いのですから、それをしないで翻訳代金を払わないのは、あわよくば翻訳代金を値切って翻訳者にあきらめさせようという魂胆です。

翻訳代金は、翻訳者の労働の対価ですから概ね少額です。このような少額の債権の取り立ては、弁護士や司法書士に頼んでもあまり引受けてくれません。彼らの時間給から計算して少額訴訟の取立は採算があわないのです。このための訴訟制度として、少額訴訟の制度があります。大変簡便な制度で、一般の人に広く開放された訴訟制度です。訴訟は一回だけの審理で、即判決となり簡単で早いのです。誰にでもできる申立ですから、弁護士や司法書士に引受けてもらえないような少額訴訟でも自分でやることができます。60万円以下の金額であることの制限がありますが、少額の翻訳代金を踏み倒されそうになった翻訳者としては大いに利用したい制度です。

少額訴訟と通常訴訟の主な違い

	少額訴訟	通常訴訟
訴訟の対象	60万円以下の金銭請求	金額の限定なし、
審理回数	一期日審理の原則 (通常2時間から2時間半)	複数回
手続き	簡易な手続き。 弁護士・司法書士を頼らずとも可能。	複雑かつ繁多。 素人には難しい。
裁判のやり方	ラウンドテーブル方式 (民間の司法委員を含めた話し合い形式)。	通常法廷
証拠調べ	即時に取り調べられるものに制限。最初の期日に全ての証拠・証人をそろえることが必要。	複数回に分けて審理
判決	即日の判決言渡し	複数回の審理の後に判決
申立から判決までの期間	約2カ月	複数年かかることも有り
費用	数千円～1万円強 (印紙代、郵便代及び登記簿謄本取得代等)	弁護士料を入れると高額になる可能性有り。

2. 少額訴訟を利用する前の心構え

まず次のような心構えを持ちましょう。

- ①自分でやる労を厭わぬこと。弁護士や司法書士に頼めば費用がかかります。他人をタダでは使えないと考えることです。これら資格者の時給は1万～3万です。何時間かかるか考えることです。10時間かかれば10万円です。自分でやれば安いし、面白いのです。
- ②几帳面な性格（約束は記録しているか。納品は記録しているか。曖昧だと代金請求の額がハッキリしない）が必要です。
- ③権利を主張する強さ（裁判所の判決は権利の上に眠る者には与えられない。正義感があること）を持つことも必要なファクターです。
- ④損得が計算できること（しつこく通って取り立てるか、一回少額訴訟でケリをつけるか）も重要です。
- ⑤業界での評判を気にしないことです。良い評判は仕事で得ましょう。

3. 少額訴訟の起こし方

簡易裁判所に申し立てます。簡裁窓口に行きますと説明書と書式が置いてあります。貴方の自宅のそばの簡裁を確認しておきましょう。電話帳で見るとわかります。地域に一つは簡裁があります。

60万円以下であることが必要です。何回かの分がたまって60万円以上になった場合は、分割して60万円以下にすると少額訴訟を起こすことができます。

被告（払わない悪い奴）が「会社」である場合は、その会社の所在地の法務局（登記所）へ行って会社登記簿謄本（オンライン化が進んだ登記所では、「登記事項証明書」という）をとっておかねばなりません。これは被告を特定するために必要となるもので、訴状に添付しなければなりません。直接法務局に出向く以外にも、コンピューター化された法務省の出先機関ではオンラインによる証明書請求システムを利用することができます（法務省のHP参照）。また、多少費用はかかりますが、司法書士に代行してもらうことも可能です。

訴訟費用は、簡裁窓口で訴訟印紙を買い、訴状（申立書）に添付（請求額の1%。60万円なら6,000円）する形で支払います。

訴状のサンプルを掲げます。

[訴状（少額訴訟）]

本件につき、少額訴訟による審理と裁判を求めます。

本年 私が御庁に少額訴訟による審理、および裁判を求める回数は1回です。

〒157-0073 東京都武蔵野市吉祥寺東町4丁目18番地

原告：寅須玲子

電話 0455-22-1234

FAX 0455-22-1235

被告所在地 〒103-0044 東京都港区赤坂4丁目2-10

被告：有限会社 キョウワ印刷

代表取締役 本山 太郎

電話

F A X

翻訳代金制請求事件

訴訟物の価格 597,500円

貼付印紙額 6,000円

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。

金 597,500円

2. 上記金額に対する平成10年10月1日から、支払い済みの日まで、年5パーセントの割合による利息を支払え。

3. 訴訟費用は、被告の負担とする、との少額訴訟による判決、並びに上記の第1項につき仮執行の宣告を求めます。

紛争の要点

1. 原告は、翻訳を業とする個人であり、被告は〇〇を業とする会社である。
2. 原告は、平成10年8月1日より同年8月15日にかけて、被告より100頁の翻訳の依頼を受け、これを日本文に翻訳の上、平成10年8月31日に、翻訳した日本文100頁を被告に納品した。原告が被告より受け取るべき翻訳代金の額は、完成した日本文1頁あたり5975円、計597,500円であり、その支払期限は、納品の1ヶ月後の平成10年9月30日、支払の場所、方法は、原告の住所のある武蔵野市に所在する住友銀行吉祥寺支店の原告の普通預金口座に振り込んで支払うという約束であった。
3. ところが、被告は支払期限である平成10年9月30日を経過したにも拘わらず、その支払をせず、その後、原告の再三にわたる催告にも拘わらず、その支払をしない。
4. よって原告は、被告に対し、上記翻訳代金597,500円、及びこれに対する平成10年10月1日から支払い済みにいたるまで、民法上の法定利率年5パーセントの割合による利息の支払を求める。

証拠方法

1. 甲第1号証 発注書 1通
2. 甲第2号証 納品書 1通
3. 甲第3号証 請求書 1通

添付書類

1. 訴状 1通
2. 甲号証写し 各1通
上記原告 寅須玲子 (印)

武蔵野簡易裁判所 御中

4. 少額訴訟の期日と出頭

訴状を簡裁に提出した後、3週間くらい以内に原告、被告に呼出状が裁判所から届きます。原告は、指定された日時に、指定された裁判所の法廷（円卓テーブルの審理室）に出頭します。被告も出廷していません。

裁判所側は、裁判官、書記官、司法委員（民間人）が出席します。裁判官が双方から事情を聞いて、その場で判決します。原則として、審理は1回限りです。2時間くらいです。少額訴訟では控訴ができないことになっています。期日は1日限りですから、その日に証拠を全部出す必要があります。証拠は、裁判官を納得させ得るようしっかり揃えておくことです。証拠が無いと敗けてしまいます。

少額訴訟は、1回限りの審理期日ですが、通常訴訟は数回の審理となります。同じ簡裁で行われます。少額訴訟の期日に、相手方（被告）が欠席したときは、通常訴訟の手続きに移されますが、欠席は申し立てを認めたこととなりますから通常訴訟の下でも、すぐ勝訴判決がもらえます。

相手方（被告）が、通常訴訟を希望したとき（ゆっくりと慎重に審理します）も、同じ通常訴訟に移行します。それでも数回の審理です。判決は、後日裁判所書記官から送られてきます。強制執行はその後です。銀行預金など差押えされると被告は営業できなくなりますから、被告はすぐ支払うはずですが。

5. 立証の仕方

少額訴訟の申立てをするときに、裁判官を納得させ得る証拠を用意しなければなりません。書証が中心です。書証は、相手方（被告）が捺印した翻訳委託契約書でないと駄目でしょうか。そんな事はありません。裁判官に示すことができるものなら何でも良いのです。

翻訳の依頼を受けたときに、条件（納期、単価、支払日）を話し合っているでしょうから、その内容をFAXか、E-mailで「翻訳受注書」として送っておけば良いのです。

その発信控を証拠として出します。発信者側の署名がなくとも良いのです。納品の際も、納品書を付して送っておき、その控を証拠として出します。請求書も同様です。相手方（被告）のサインがなくても、こちらからの発信だけで立証できますから、そのような控を作っておくことが重要です。

翻訳の依頼を受けたときに、単価を明確に定めて無かったら請求できないでしょうか。否です。翻訳業界の通常の慣行の単価によることとなります。但し、裁判官に示すために翻訳協会のような業界団体の証明書が必要になりますが。

6. 相手方（被告）の反論に備える。

少額訴訟の申立書を書くときに、相手方（被告）は、訴訟期日にどのような反論をして支払責任を否認してくるかを考えておくことです。相手方は、事実関係（翻訳を依頼したこと、納品を受け取ったこと、請求があったこと）は否認できないでしょう。

翻訳の「品質が悪かった」ので支払しない、との反論をしてくるでしょう。この対策としては、①納品の際に「直しがあれば至急お知らせ下さい」と納品書に注記しておく（検品期間を超過すれば苦情がなかったことになる。そのような直しを指示しないことは品質に同意したと主張できる。）ことです。②過去に翻訳を納品した実績があり、代金を支払ってもらった事実があれば、訴訟の際に、今回も同一の品質で

あると主張すれば、品質が悪かったとの反論に対する有効な対抗主張となります。③翻訳の最初の数頁の訳文を、成約後早めにおき、異存が無ければこの程度の品質で翻訳を進める旨を連絡しておけば、「品質が悪かったから支払わない」という主張に対抗できるでしょう。相手方（被告）の反論を予め予想して、これに対抗できる事実関係を積み上げておくことが必要です。相手方（被告）のもう一つの反論は、自分が「翻訳の発注者ではない」ということであるかもしれません。例えば、会社からの発注が、監訳者や町の翻訳会社を経由して流れてきたような場合、翻訳者は、真の発注者が大元の会社であるのか、監訳者や翻訳会社が発注者であるのか分からないまま翻訳し、又は、これを取り違える場合があります。翻訳を発注するときに、誰が真の発注者であるのかをはっきりとつかんで、受注し作業しなければなりません。このことを頭において、翻訳をスタートする前に誰からの依頼なのかを、はっきりさせるようにします。特に仲介者が存在するときにこの注意は必要です。翻訳代金は、民法第173条により、2年で時効にかかります。翻訳労働の代金と考えれば1年で時効にかかります。消滅時効となった後に訴訟をしても、相手方（被告）が時効を主張すると、勝訴判決はとれません。少額訴訟を起こすのは、従って、支払日より2年以内、安全を見て1年以内に起こさないと相手方（被告）に時効を主張されます。内容証明郵便で請求書を出しておけば6ヶ月は延びますが、それでも延びた期限内に訴訟をおこなえば時効となります。

7. 翻訳の本質は何か。

発注者が一定の仕事（原言語から対象言語への翻訳）を翻訳者に依頼して、報酬（翻訳料金）を支払うことを約し、翻訳者がその仕事を完成することを約する契約ですから、民法の請負契約です。但し、ときに翻訳者が翻訳労働をし、発注者がこれに賃金を払う形の翻訳もありますが、この場合は雇用契約となります。多くの場合は請負契約です。この辺をしっかりと考えて裁判官に説明しましょう。

8. 翻訳以外の仕事

例えば、英書の通読、要約（シノプシス）の作成、他の翻訳者の翻訳のチェック、編集・企画の作成などを頼まれることがあります。これらはみな仕事を依頼し、その完成に対して報酬を払うのですから請負契約です。その請負代金を支払わないのであれば少額訴訟を起こせるのです。これらの依頼の際に、明確に無償だという合意が無い限り、発注者は、たとえ明確な代金を決めなくても、業界の慣行の額の代金を支払わなければならないのです。翻訳者は、仕事を頼まれた時に対価を決めてなくても、仕事が完成し納品（シノプシスや企画書）したときに請求書（通常は時間給×消費した時間）を発行すれば良いのです。これに対して支払が行わなければ、その請求書を証拠資料として少額訴訟を起こせます。

他人の労働力や知的能力を無償では利用できません。依頼をすれば金を支払わなければならないのです。明白に「無償だ」との合意がない限り、代金は請求できます。逆にいえば、発注する側は無償で提供させ

たいときは、その旨を明言しなければならないのです。これに対し受注する側はこれに応じない選択権があります。

いま少額訴訟は、急激に増加しつつあります。もう一度最初の言葉を考えてみましょう。

- ①自分でやる労を厭わぬ。
- ②几帳面な性格と記録。
- ③権利の上に眠らない。権利を行使する強さ。
- ④損得の計算。
- ⑤世間の評判と正義の実現は別。

翻訳者は、代金を払ってもらえないような事が起きても泣き寝入りしないようにしましょう。

9. 契約書は必要か

(1) 契約書は何のためか

翻訳者の権利を守るために、相手方との間の契約の明確化が必要であることはいうまでもありません。実際問題として契約書まで取り交わす例は極めて少ないでしょう。翻訳者の立場も弱いから、相手方に対して契約書の作成を要求することは、なかなかできるものではないでしょう。そこで第一に考えてみたいことは、はたして契約書の書面は必要であるかどうかという点です。

いったい、契約書は何のために必要なのでしょう。考えてみると、これは翻訳を依頼され引き受けたときの条件に違反（たとえば翻訳料金を支払わないなど）があったときに、仮に裁判所に訴え出るとして（なかなかそのようなことはできるものではないでしょうが）、そのときの最終的な文書上の証拠とするものでしょう。証拠としてとっておくためのものならば、これは何も「契約書」という表題をもった文書である必要はありません。どのようなものであれ、裁判所の証拠として出せるものであればよいわけです。

(2) 契約は「契約書」であることを必要としない

日本の民法のもとでは契約は「契約書」にしなくても成立します。口頭の契約でも黙示の契約でも契約があれば、それで有効です。翻訳者と相手方との間で、これこれこういう条件で翻訳し料金を払う旨の契約が成立すれば、それは「契約書」でなくても有効なのです。ただ、契約違反があったときに裁判所に案件を持ち出すとした場合、まったく証拠がなければ（つまり口頭契約であれば）、相手が否認した場合に弱いですね。そこで文書があれば証明できるわけです。

このように考えれば、翻訳者と相手方間の合意（即ち契約）は、「契約書」である必要はなく、出版社からの依頼状でも翻訳者からの確認の手紙でもよいわけです。翻訳が完成してこれを相手方に送る際の送付状に契約の条件を書いておいてもよいのです。翻訳者が出版社に送った手紙のコピーを手許におけば、たとえそれに出版社側のカウンター・サインがなくとも、契約成立の有力な証拠となり得ます。

翻訳者からそのような手紙を相手方に出しにくいとすれば、せめて翻訳を依頼されたときの条件を自分のメモに書いておけば、これも証拠となります。裁判所に提出する証拠は、常に相手方のサインがないと効力がないと考えないことです。裁判官がそれを認めれば、証拠として使えるのです。これを傍証といいます。

（3）トラブルをなくすために

翻訳を完成して出版社に納品したが、いつまでたっても出版されず、翻訳料金を貰えないというトラブルもよく聞きます。しかし、出版社側としてはそのような条件（つまり出版しないかもしれないし、出版しない場合は翻訳料金は支払われない）でよかったら、翻訳を引き受けてくれと依頼したのかもしれないのです。このようなトラブルにあわないためにも、契約はしっかり確認しておかねばなりません。たとえ「契約書」にしなくてもです。

【第3章 翻訳者のための著作権法】

契約書（第1章）や債権回収（第2章）と並んで翻訳者にとって重要な法律知識は著作権法の知識です。本章では、まず知的財産権の中での著作権の位置づけを説明し、その後著作権法の説明をします。

知的財産とは、次の様に定義されています。「知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」（知的財産基本法第2条）。即ち、「知的財産」とは、「物（有体財産：動産、不動産）」と異なり、「財産的価値のある情報（無体財産：知的財産）」のことをいい、「知的財産権」とは、これらの財産に係る権利のことをいいます。

知的財産権は、更に以下の表の通り、産業・経済の発展を目的とする工業所有権（特許権等）と文化の発展を目的とする著作権に分けられます。

		保護の対象	
知的財産権	工業所有権	特許権	発明
		実用新案権	考案
		意匠権	意匠
		商標権	商標
	著作権	著作権	小説・音楽・コンピュータソフトウェア等

翻訳者として活動するに当たり、特に重要となってくるのはこの著作権です。

1. 著作権法の全体構造

まずお手許の六法全書を開いて著作権法のところを見ましょう。六法全書をお持ちでない方は是非お買いになって下さい。金額は千円台からあります。六法全書は、翻訳者にとって辞書と同じように必要な用具です。

（1）翻訳についての著作権法の規定

まず翻訳について著作権法がどのような規定をしているかを見ておきましょう。著作権法の第二条は定義をいろいろ定めていますが、その11号を見ると翻訳という言葉が出てきます。「11、二次著作物 著

作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は、脚色し、映画化し、その他翻案をすることにより創作した著作物をいう。」という規定です。つまり、翻訳や要約やシノプシスなどは、一次著作物から派生する二次著作物であるわけです。二次著作物も「著作物」ですから、一次著作物と同様の著作権保護を受けます。

そして著作権法第28条には「第28条 二次著作物の原著作物の著作者は、当該二次著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」と規定しています。つまり翻訳著作物の著作権者は、原著作権者と翻訳著作権者の二人が居り、原著作権と二次的著作権（翻訳著作権）の二つが翻訳著作物の上に併存していることになるわけです。ですから、翻訳著作物を出版しようとする出版社は、原著作権者と翻訳著作権者の両方に、複製頒布の承諾を求めなければならないことになるわけです。

第一義的に翻訳権は誰が持つのでしょうか。著作権法の第27条には、「第27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」と規定しています。つまり、一義的には、原著作者のみが翻訳する権利をもっているわけです。

この権利は、原著作権とわけて他人に譲渡し、あるいは許諾することができますから、原著作者は、自分とは別人の翻訳者に翻訳権を譲渡し、あるいは翻訳権のライセンス許諾をして翻訳者に翻訳をさせることができるのです。

（2）著作権の内容

翻訳者の権利は、原著作権者の権利と同一の種類のものであることは前述の通りですが、その著作権の内容はどのようなものであるのかを、著作権法を読んで考えてみましょう。

著作権法の第2章に著作者の権利を定めていますが、その第三款が著作権の規定です。即ち、著作権の内容として、①複製権（第21条）、②上演権・演奏権（第22条）、③放送権・有線送信権（第23条）、④口述権（第24条）、⑤展示権（第25条）、上映権・頒布権（第26条）、貸与権（第26条の2）などが規定されています。つまり、著作権者は、これらの規定にもとづいて、たとえば本の出版のための原稿を書いた著作者は、著作物を複製し頒布する権利をもっているわけです。著作者がその原稿を出版するときには、この複製・頒布の権利を譲渡するかライセンス許諾することになるわけです。

著作権法の第二章には、もう一つの著作者の権利が規定されています。第二款の著作者人格権の規定です。これには①公表権（著作物を公表する権利が著作者にある。第18条）、氏名表示権（著作者の名前を表示する権利がある。第19条）、③同一性保持権（著作者の意に反して著作物を変えられることがない権利。第20条）、の三つが規定されています。

以上の他、著作権法には、著作者の制限（著作権を行使できない例外の規定）、保護期間、著作隣接権などが規定されていますので、お手許の六法全書でよく読んでみてください。

以上が著作権法の全体構造ですが、最初に全体構造を知っておくと、疑問に思ったことが生じても六法全書の規定を読みながら判断することができるようになるのです。以下には、翻訳にからんだ著作権法上の問題についていくつかを解説しましょう。

2. 翻訳著作権における法人著作の問題

問題の所在と結論

翻訳者が会社から雇われて、あるいは会社から翻訳受託をして翻訳をした場合、できあがった翻訳物の著作権は、翻訳者にあるのでしょうか、「会社」にあるのでしょうか。小説などの翻訳のように、翻訳者の名前が原著者の名前と一緒に表示される場合は、翻訳著作権が翻訳者にあることは合理的に想像できます。ところが会社から依頼される産業翻訳などの場合は、契約書により翻訳著作権が会社側にあると明記されることが多いのです。問題は、そのように明記された契約書が存在しない場合、翻訳著作権の帰属はどうなるのか、ということです。

結論を先にいいますと、会社が企画し、会社の従業員としての翻訳者が職務上作成し、会社名義で公表する翻訳物の著作権は会社が保有するということになります。以下これを説明しましょう。

著作権法の基本的な考え方

もともと著作---文を書く---ということは、それ自身考える頭脳と文字を書く手を有する自然人にしかできないわけですから、著作権は著作能力のある自然人に限るとというのが基本的な考え方です。このことは、特許法も同じであって、発明のような自然人の頭脳活動で生み出されるものは、自然人のみが特許権を出願できる(発明が行われた後、特許を受ける権利を法人に移すことは可能)としています。著作物についてもこの考え方が原則です。つまり、著作物の著作権は、基本的には著作にあたった自然人が著作物を書いた瞬間から原始的に取得するのであって、当然には会社などの法人が著作権を持つのではないということです。

法人著作に関する著作権法の規定

上記が原則ですが、自然人ではなく法人が最初からの著作権者とする方が実態にマッチしている場合があります。新聞記者によって書かれた無署名の新聞記事がそうであり、政府が発表する経済白書のような著作物は、国が著作権者となるのが至当でしょう。

著作権法第 15 条 1 項は、「法人その他使用者(以下この条において「法人等」という)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする」と定めて、前記の基本的な原則(著作権は自然人がもつ)の例外としているのです。

この条文は、従業員の職務著作についてのものですから、会社の従業員が職務外の余暇に書いた、職務に関係ない著作物については適用されませんし、雇用関係のない外部の者に依頼して書かせた著作物や、法人の発意に基づかず、その指揮監督の下にない者の書いた著作物については、法人著作とはなりません。法人名義で発表されない著作物についても同様です。

翻訳者の著作権についても同様

翻訳者が翻訳を行った場合、原著作権と重複して翻訳者の翻訳著作権が発生することは前に述べましたが、著作権法第 28 条により、翻訳著作権者は、翻訳物の範囲で原著作権者と同様の権利を有すると規定されていますから、前項の法人著作についての規定は翻訳者にもあてはまるわけです。すなわち、自然人である翻訳者が会社の従業員であって、会社はその翻訳を発意して従業員に職務上翻訳させ、会社名義で発表する物の翻訳著作権は会社にあります。それ以外は翻訳者にある。たとえ翻訳者の名前が翻訳物に表示されていなくても、翻訳著作権は翻訳者にあるのです。

したがって、会社が外部の翻訳者に翻訳を依頼して、これを会社の翻訳著作権の対象としたければ、契約にそのように明記しなければなりません。契約の中で、翻訳著作権が会社にあることをうたった場合にのみ、会社が著作権を有することになるのです。

3. マルチメディアと翻訳著作権

マルチメディアの登場とその影響

日本でのパソコンの普及率は数年を経ずして 100 パーセントに近くなるだろうと言われていました。会社と家庭に、そして携帯電話がパソコン化して、三台のパソコンを持つ人が普通になるだろうとも言われています。

そのような時代になったときに出版形態はどうなるでしょうか。雑誌や本の出版に加えて、電子機器を使った出版が大きく増えることが考えられます。すなわち、CD-ROM やフロッピー・ディスク(FD)、あるいはオンデマンドで、著作物を呼び出してケータイやパソコンに表示し、それを読むという形態が一般的になるでしょう。

首をかしげる人がいるかも知れません。しかし、それは小説を「本」で読むということしか頭に描けない人です。子供向けの絵本や、カラフルな写真の入った料理書を考えてみていただきたいのですが、この

ような本は、CD-ROM や FD の方が向いています。絵や音が出て文字が読めるのですから。実際、アメリカでは、子供向け絵本や料理書がまず最初に CD-ROM 化され、普及しているのです。

翻訳著作権者に対する影響

このようにマルチメディアが普及しますと、翻訳者に対する影響はどのようなのでしょうか。考えられることは、出版契約が複数になるということです。すなわち、出版社とは本の出版の契約となりますが、それは CD-ROM や FD、あるいは朗読テープの出版は包含しません。これらは別に、電子出版の会社との契約となるわけです。アメリカでは出版形態別の契約が一般化してきており、たとえば料理本の著者で有名なジュリア・チャイルドは、本はウィリアム・モロー出版から、CD-ROM 版はマイクロソフト社から出しています。著作者の側が形態ごとに出版社を選び、複数の出版社と契約しているのです。

もちろん、出版社の方も出版契約書を改訂して、書籍形態での出版の他、CD-ROM、FD、オンデマンド、テープなど、あらゆる形態の出版を含むようにしています。

翻訳者として心得ておくべきことは、出版社との出版契約に際して、それが書籍以外のどこまでカバーしているのかということです。もし定型の出版契約書であれば、それは書籍形態だけの出版ということになります。

インターネットと翻訳著作権

マルチメディアが普及して、誰もがインターネットにアクセスできるようになりますと、また別の問題が生じます。

インターネットに載せられた著作物(文字ばかりではなく、絵、写真、音声、映像も含まれます)は、誰もが自由に読むことができますし、取り込んで CD-ROM や紙やテープに複製できます。著作権者の同意なしに自由にできるのです。また、インターネットを通じて取り込んだ作品を加工したり、変形したり、他の作品と合体したり、再編集して違った作品にしたりすることができます。ここには著作者人格権(著者の人格を尊重して、他人が著作物を勝手に改変してはならないとする権利)はないのです。

翻訳者が、自分の作品をインターネットに載せるということは、このような著作権(複製禁止権)、著作者人格権を放棄したと考えられてもしかたがない(この点はまだそのように著作権法が改正されたわけではないのですが)ことになるわけです。

とはいえ、インターネットは翻訳者にとって重要な媒体です。インターネットに掲載することによって、無料で自己の作品を多数の人に読んでもらうことができ、それがよいものであれば自然に読者がつきます。それをベースに出版社に働きかけることもできるのです。

ますます精密になり面倒になる契約書

以上のように、マルチメディア時代となると、著作権の考え方も、その契約書も、ますます細かくなり、難しくなります。これは翻訳者にとってだけではありません。翻訳会社も、出版社も、著作権エージェントも、すべてが精密な法律的な知識が必要になってくるのです。

4. トライアル翻訳とライセンス

問題の所在

原著(多くは英語でしょう)を日本語に翻訳する際に、原著の著作権者から翻訳をしてよい旨の許諾、すなわち翻訳権のライセンスを得なければならないことは、翻訳者なら承知しているでしょう。

ところで、翻訳者が自分でぜひ翻訳してみたいと思うような面白い原書を見つけ出し、これを出版社の編集者に売り込む(つまり、自分に翻訳させて欲しいと言う)ときに、その原書の要約(シノプシス)を出版社に提出したり、あるいは、全部を訳してから出版社に持ち込み、出版を打診することが必要となります。このような場合に、原著の著作権者の許諾を受けないまま、トライアル翻訳やシノプシス作りをやってよいのでしょうか?

ここでは、このような場合にトライアル翻訳を、法律的にどのように考えたらよいかを検討してみましよう。

著作権法上の原則

日本の著作権法は、日本人の書いた著作物に限って適用されるものではありません。海外の著作権者も、日本の著作権法により、日本国内でその著作権を保護されます(著作権法第6条3号)から、日本の著作権法によって著作権を主張できるのは、日本人でも外国人でも同じです。

著作権の内容の第一は、著作権者が著作物の複製権を持つことですが、これに派生して、著作権者は著作物の「翻訳権」を持ちます(著作権法第27条)。すなわち、著作物を翻訳する権利は、原著作者が持っているのですから、翻訳をするには著作権者の許諾を得なければなりません。これが原則です。トライアル翻訳であっても、著作権者の翻訳許諾を得てから行わなければならないのです。但し次の例外があります。

私的利用のための例外

著作権法は、著作権者でない者が複製をつくることを禁じており、複製を行った者は、著作権を侵害したことになるのですが、私的な利用のための例外を設けています。すなわち、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、複製することを許している

のです(著作権法第30条)。そして、この条文(私的利用のための複製)は、翻訳についても採用されています(著作権法第43条)。つまり、私的利用のために翻訳をつくるのは、著作権者のライセンスなしでも可能であるわけです。

個人的に、原書を読んで気に入り、これを翻訳してみることは、それが私的利用のためならば、良いのですから、翻訳者は、そのような目的でトライアル翻訳をつくることができるわけです。

シノプシスを作成することも、著作権法上では翻訳と同様に扱われています。これは、原著作物の変形にあたるわけですが、翻訳の場合と同様、私的利用については例外(即ち原著作権者の許諾が要らない)が認められています(著作権法第43条)。

諸外国の場合

著作権法は、ベルヌ条約(と万国著作権条約)に基づいて、その加盟諸国がそれぞれ国内法として制定したものですので、その内容はよく似ており、外国の著作権法にも日本の著作権法の規定とよく似た規定が並んでいます。ただ、アメリカ合衆国の Copyright Law の場合は、前項で述べたような「私的利用の例外」の規定がありません。代わりに、フェアユースの原則(正当な使用に限っては、著作権者の権利は制限される)があって、著作権の侵害とならないとなっています。このフェアユースの態様は、個々の裁判例で具体的に決まっていくこととなります。日本で「私的利用」として免責されるのと同じように、このフェアユースの場合にも免責されるわけです。トライアル翻訳やシノプシスはこれに当たる場合もあり得ると考えてよいでしょう。

5. 下訳、共訳、監訳

複数の翻訳者による翻訳

翻訳は常に一人の翻訳者によるとは限りません。訳者が引き受けた翻訳の一部、または全部を、下請の翻訳者に訳してもらう場合(下訳)もありますし、複数の翻訳者が分担、あるいは相互に連絡しあって共同で翻訳する場合(共訳)もあります。また、書籍の出版社の都合で、実際の翻訳者とは別に、監訳者として著名人の名を掲げる場合(監訳)もありますし、これを監訳としないで、監修・校閲とする場合もあります。このような場合の、これら複数の翻訳者の著作権はどうなるのが問題です。

著作権法の規定と契約

下訳、共訳、監訳、校閲など複数者の翻訳について、著作権法は何の規定もおいていません。条文がないのです。

これら複数の翻訳者の著作権については、もし契約（たとえば、翻訳委託契約など）があり、その中で著作権の帰属を誰にするかが定めてあれば、これにしたがうことになります。下訳や共訳をするに際しては、誰が翻訳著作権を有するのか、あるいは、共同で著作権を有するのかなどを定め、契約書中に条項をおいておくことが必要です。大仰な契約書を作成する必要はありませんが、メモでもレターでもよいから確認しておくことです。

実質的な翻訳者は誰かで判断

契約がなかった場合はどうでしょうか。下訳、共訳の翻訳著作権者は、その翻訳に実質的に関与した者は誰かで判断します。「実質的に」とは、量的、質的に関与したのは誰かで判断することになるわけです。具体的には、争いになった都度、話し合いがつかなければ、裁判官が判断することになります。著名な判例に平家物語英訳事件というのがあります。平家物語を英訳した日本人学者が、訳文をネイティブにチェックしてもらい、ネイティブは英訳を直し、あるいは代わりに訳文を示して翻訳作業に参加しましたが、出版にあたって訳者として示されなかったとして、訴訟に持ち込んだものです。第一審の京都地裁判決は、このネイティブの権利を認めませんでした。控訴審の大阪高裁判決は、このネイティブの翻訳の創作性を認め、共同著作権が成立するとしました。

この判例が示すように、契約がない場合は、個々の事情を斟酌して、誰が真の翻訳者か、あるいは、共同翻訳者かを判断することになるわけです。

監訳、校閲の場合

監訳や校閲は、翻訳成果物に目を通すだけであり、監訳者や校閲者が自ら翻訳にあたるわけではありません。また、翻訳原稿に手を加えて書き直すわけでもないのが普通です。このような場合は、翻訳著作権者とは言えないでしょう。監訳者や校閲者が翻訳原稿を読んでコメントしたとしても、その程度では著作権を発生させるような創作行為があったとは言えないのです。したがって、結論として、監訳者や校閲者は翻訳著作権者ではないと考えられます。ただし、このような監訳や校閲の場合であっても、契約によって監訳者や校閲者を翻訳著作権者に指定することはできます。

翻訳会社の内部分担

大きな翻訳会社ですと、内部で職種分担が分かれているのが普通です。クライアントから受け入れた原文をチェックして、場合によってはリライトする「翻訳コーディネーター」、実際に翻訳にあたる「トランスレーター」、でき上がった翻訳原稿をチェックしリライトする「翻訳チェッカー」などが、共同して翻訳にあたります。このような場合も、共訳、下訳、監訳などの問題が観念として生じますが、多くの場合は、翻訳会社の中での分担ですので、翻訳著作権は「法人著作」として会社に帰属することになります。

6. インターネット上の著作権

問題の所在

インターネット上には数多くの情報（文字情報、絵画・写真・映画、音楽・音声情報など）が掲載されており、今後もさらに多くの情報が掲載されるでめりましよう。そこで問題となるのが、ある人がこのインターネット情報を自分のコンピューターに電子的に移し替え（つまりダウンロードし）、これを翻訳してインターネットに登載する（つまりアップロードする）行為を行うには、オリジナル情報の著作権者の許諾を必要とするかどうかということです。言い換えれば、無断でそのような行為を行った場合に、著作権侵害になるかどうか、という問題です。

どの国の法律が適用されるか

インターネットには国境がありません。世界中に何千万と存在するコンピューターがネット状に連なったのがインターネットですから、どの国の法律を適用するかといった、大変に難しい問題が生じるのです。

たとえば、日本の企業や団体のホームページは、日本にあるコンピューターのサーバーに登載されているとは限りません。実際に、多くのホームページはアメリカにあるサーバーに開かれています。日本で開くよりも安く、手続も簡単ですので、多くの日本語のホームページがアメリカのプロバイダーの運営するサーバーに登載されています。このホームページにアクセスする日本人には、サーバーが日本にあらうがアメリカにあらうが区別が付きません。アクセスするのは最寄りのアクセスポイントですから、アクセス費用も変がありません。

アメリカにあるこのような日本語のホームページからのダウンロードやアップロードには、日本の法律が適用されるのでしょうか、アメリカの法律が適用されるのでしょうか。

サーバーがアメリカにあるのだからアメリカの法律が適用されるという考え方もあるでしょうし、内容が日本語で日本人向けなのだから日本の法律が適用されるという考え方もあるでしょう。この問題に対する法的な結論は、今のところ出ていません。

果たして著作権の侵害になるのか

日本の著作権法にもアメリカの著作権法にも、インターネットを通じての情報のダウンロードやアップロードについての直接の規定はありません。ダウンロードやアップロードが著作権法上で禁止された複製行為に当たるとする規定がないのです。

これについては、インターネットに登載するということは、自己の著作物を広く大衆に見せ、これを開放する趣旨で登載するものであるから、インターネット上の著作物については自由に利用・流通させるべきである（すなわち、著作権保護をしない）とする考え方と、インターネット上といえども通常の出版等と同じく、オリジナル著作者を保護し、利用するものには対価を課すべき（すなわち、著作権保護をする）

とする考え方があり、どちらとも決まっていけないのです。多彩な論議が出ていますが、未だ収斂してはいないようです。

特にこれには、電子掲示板などでユーザーの自由な利用をさせるオンライン・プロバイダー業者や、通信回線を提供するコモンキャリアー（電話線等の提供者である電話会社）の責任もからんでくる（すなわち、これらの業者も著作権侵害者として訴えられ得る）こともあって、複雑な議論となっているのです。

明解な指針は出ない

アメリカでも日本でも以上のように議論はされていますが、早急に著作権法が改正されたり、新しい法律が制定されたりするような見通しはありません。アメリカにおいては、個別的に参考になる判例（1993年のプレイボーイ事件、1994年のセガ事件、1995年のネットコム事件など）も出てきていますが、決定的なものではありません。

結論として、インターネット上の著作権の問題は今後も不明瞭なまま推移するでしょう。翻訳者は、これらをふまえて、ことさらにおびえる必要もありませんが、著しく悪意にならないよう留意しながら事に処していくとよいでしょう。それとともに、判例や立法の動向にも気を配っておくことです。

7. 翻訳教材のコピー配布

問題の提起

翻訳技術を教えるとき、あるいは学ぶとき、教材として適当な書籍を物色し、これをコピーして配布し、教材とすることがあります。教師がコピーして生徒に配布する場合もあるでしょうし、生徒が指定された書籍を自らコピーすることもあります。著作権者に無断でこのようなことを行った場合に、それは原著者の著作権を侵害したことになるのでしょうか？

著作権の侵害とならない場合はあるか

私的使用の場合は、複製は著作権の侵害にならないとの条項が著作権法にあります（第30条）、これは「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」に限って、私的使用のための複製を許す趣旨であり、クラスルーム内で使用するためのコピーを許す条項ではありません。

教育目的の使用については、著作権法第35条は「学校その他の教育機関（営利を目的としているものを除く）において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」としています。これは営利を目的としない学校（学校法人法による学校）に適用される条項ですから、それ以外のスクール授業などでの教材コピーは合法にはなりません。

試験問題としての複製は、著作権法上、「入学試験その他、他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。営利を目的として前項の複製を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作者に支払わなければならない」（第 36 条）としています。この条項によっても、著作権者に無断のコピーやその配布は合法化されないこととなります。

海外の著作物のコピーも違法

日本の著作権法は、日本人の、あるいは、日本国内で刊行された、著作物のみを保護しているではありません。海外で刊行された著作物であっても、著作権に関する条約（ベルヌ条約と万国著作権条約）の加盟国の国民の著作物もまた、日本の著作権法は保護されるのです。つまり、海外で発行された書籍のコピーも、日本の著作権法上、違法となるわけです。したがって、教材として英文の著作物をコピーするのも、著作権法違反となるわけです。

著作権侵害とならない方法 —— 引用

著作権法第 32 条は、「公表された著作物は、引用して利用することができる」としています。すなわち、「引用」ならば著作権の侵害とはならないのです。ここで引用とは、批評、研究、報道などのために、原著の文の一部を転載することです。引用に際しては、原著の出所を表示しなければならない（第 48 条）ことになっています。

翻訳の授業は、文章の批評、解説、研究のために行うのですから、原著の出所を明示し、これを引用して、自らの批評、解説、研究を行うのであれば、原著の文章の転載は著作権者の承諾なく行ってもよいわけです。著作権の侵害とはならないのです。

これはつまり、翻訳の技術の授業にあたっては、オリジナル・テキストを作成しなければならないことを意味します。原著の文を引用して自らのオリジナルなアイデアを記述する必要があります。これをしないで、単にコピーした教材を配布することは、著作権の侵害になります。留意しなければなりません。

8. 買い取り原稿

問題の所在

翻訳者が翻訳の依頼を受ける場合に、「買い取り原稿」という表現で対価を設定することが多いのはご存知でしょう。「買い取り原稿」とは、依頼者が翻訳者に、翻訳原稿の対価として、印税方式ではなく「原稿料」として一定の金額を支払うことです。このような場合の翻訳者の権利は、どのようになるのでしょうか。

契約書がない場合

依頼者がきちんとした翻訳会社の場合は、翻訳委託契約書が翻訳者に交付され、その中に翻訳物の著作権が依頼者、翻訳者のどちらにあるのかが明記されることが多いので、問題になることは少ないでしょう。しかし、依頼者が一般の会社の場合は、このあたりを曖昧にしたまま、翻訳の原稿料ということだけで支払われるのが多いでしょう。

単に原稿料として一定額を翻訳者に支払えば、依頼者側は翻訳者が持つすべての権利を「買い取ってしまった」のですから、翻訳原稿をどのようにでも自由に使えると、果たして言えるでしょうか。

著作者人格権

翻訳者も二次的著作物の著作権者として、著作権法上の権利を有するわけですが、著作権法上の権利として著作者人格権という権利があります。これは、著作物の発表に当たっては、著作者の氏名を表示するよう要求できる権利（氏名表示権）、著作物を勝手に削除されたり、改変されたりすることがないように要求できる権利（同一性保持権）、著作物の公表を期待できる権利（公表権）など、著作者の人格が尊重されるという権利です。

著作権の譲渡があっても、この著作者人格権は移転しません。それは、著作者人格権は一身専属的なものと考えられているからです。原稿買い取りだからといって、このような著作者人格権に基づく権利（氏名表示権、同一性保持権、公表権）が移転することはないのです。つまり、翻訳者は、これらを要求できるわけでは

著作権と出版権

著作者人格権を翻訳者に残したまま、一括の原稿料を対価として、翻訳者が依頼者に著作権を譲渡することは可能です。翻訳委託契約書がない場合でもこの「原稿買い取り」によって、翻訳者の著作権がすべて依頼者に移ります。依頼者は買い取った翻訳を自由に処分、出版できると考えがちですが、常にそうであるとは限りません。

たとえば、新聞や雑誌などの定期刊行物に寄稿する場合の原稿料は、原稿買い取りとして一枚当たりの稿料で支払われますが、これは法律的には当該定期刊行物に掲載する対価と解釈されます。したがって、これは著作権全部の譲渡ではないのです。著作者である翻訳者は、その原稿をまとめて本にして出版する（他の者に出版権を設定する）ことができます。その際に、自己の氏名が表示できることは、著作者人格権の規定からみて、当然です。

契約書を作る場合

社内文書や産業用の目的のために翻訳を依頼する場合は、翻訳者名を表示することは予想されていませんが、依頼者の方が翻訳物を自由に改変して使用することは予定されているでしょう。このような場合は、前述の著作権人格権は否定されます。また、時によっては、依頼者が著作物である翻訳を他に売却したり、自己の名で出版することもあるでしょう。原稿買い取りによって著作権が全面的に移転するわけです。このような場合には、翻訳委託契約書を作成して、これらの点をはっきり規定する必要があります。

すなわち、原稿買い取りは、「原稿料の支払いにより翻訳者は著作者人格権の主張をしないこと、著作権が全面的に移転すること」を意味する旨を明確に規定した契約書を作成することが重要です。

9. 著作権の共有

共有の場合とは

翻訳者が複数で翻訳を行う場合、または、実際の翻訳は一人の翻訳者が行うが、監訳や監修を行う人を定めてこれを表示する場合などに、しばしば、翻訳著作権は「共有」にしようというようなことが、口頭、または契約書面で取り決められます。会社内の従業員が翻訳を行った場合にも、ときに、翻訳著作権は「共有」とされることがあります。

二人以上の者が共同して翻訳という創作的な活動に従事し、その結果として、翻訳成果に対する各人の寄与を分離して個別的に識別することができない「単一の著作物」が作成されたときに、この著作物は共同著作物となり、著作権は共有著作権となります。また、複数の者の契約により翻訳成果を共同著作物とし、著作権を共有著作権とする場合もあります。

このように著作権を「共有」した場合に、構成員である個々の著作権者の権利はどのようになるのでしょうか。それぞれが自由に著作物を出版できるのでしょうか、あるいは構成員全員の合意がないと何もできないのか、が問題となります。著作権法にはその答えが用意されています。

共同著作物の著作権行使

著作権法では、共有著作権は、その共有者全体の合意によらなければ、行使することができない（第65条2項）としています。また、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない（第64条2項）としています。つまり、共有者全員が合意しなければ、出版も改作もできないというわけです。

そのようなわけで、著作権の共有の意味は、同じ無体財産権でも特許権の場合とは違います。特許権の共有の場合は、その特許権の共有者は、他人に対する実施権の許諾（ライセンス）や特許権の持分譲渡、質権設定などの特許権の処分行為については、共有者全員の合意がない限りできませんが、自ら特許発明

の実施をするときは共有者の同意は不要であるということになっています（特許法第73条）。しかし著作権の共有の場合は、共有者全員が合意しないと著作権の行使も著作者人格権の行使もできないのです。

著作権の処分行為

著作権法はまた、共有著作権について、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡、または、質権の目的とすることができない（第65条1項）としています。つまり、共有者の同意がなければ、処分行為ができないのです。共同著作物は、複数の著作権者の著作成果が分離しえないほど緊密に合体しているという考え方から、このような規定となっているのです。

正当な拒絶理由が必要

共同著作物の著作権行使や処分に全員の同意が必要なことは以上の通りですが、一人の著作権者の理由のない反対で、著作権行使や処分が不当に妨げられては問題です。そこで、著作権法では、各著作者は信義に反して著作権の行使に関する合意の成立を妨げることはできない（第64条2項）、あるいは、共同著作物の持分の処分に関して他の共有者は正当な理由のないかぎり、これを拒むことができない（第65条3項）として、利害の調整をはかっています。なお著作権の侵害については、共同で権利行為をするのではなく、各著作者が単独で侵害の差し止めや損害賠償を請求できるようになっています（第117条）。

実務上の注意

以上のように、共同著作物については、自分一人だけで自由にできないのが原則ですので注意を要します。このような事態を避けるには、契約でしっかりと取り決めをしておかなければなりません。すなわち、共同して翻訳をし、翻訳著作権を共有するような場合に、もし、他の共有者の同意を得ないで自分だけで著作物の権利行使（すなわち、出版や改作など）や持分の処分（譲渡や質権設定）をしたいのであれば、あらかじめその旨を共有者と合意し、文書化しておくことが必要です。

このように、「共有」と言っても、その意味をよく知って対処することが肝心です。

10. 翻訳試験の問題の著作権

試験に出題のための複製

翻訳者の技能を検定するための試験として、いくつもの検定試験があります。社団法人日本翻訳協会が実施している「労働省認定翻訳技能審査」「日本翻訳協会認定翻訳基礎能力検定」の他、社団法人日本翻訳連盟の「ほんやく検定」や翻訳実務教育学院の「翻訳実務士資格検定発掘試験」などが存在しています。

これらの試験において、試験問題として出題される英文や日本語は、出題者がオリジナルに作成することもあります。多くの場合は、公表されている出版物の中から一部を取り出して問題文としています。このような場合に、著作権を尊重して原著者に使用の許諾を受けることをしなくてもよいのでしょうか。使用に当たって、著作権の対価を払う必要があるのでしょうか。

著作権法の規定

公的な試験は、社会的に有意義であると認められるべきことですから、著作権者、は不当にその権利を主張して、自らの著作物を問題文として提出することを拒むべきではないといえます。このような考えから、著作権法では、第 36 条に試験問題としての複製の条項を置いており、「公表された著作物は、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる」としています。大学の入試や各種の試験に既存の出版物の文を引用して出題することは多いのですが、この規定によって自由に引用できるのです。

試験問題が事前に漏洩することは許されるものではありません。事前に著作権者の許諾を求めることはできません。そこで上記のような条文規定を置いて、著作権者の許諾を受けない自由使用を認めているのです。したがって、このような場合には、著作権の使用料を支払うことなく、利用・複製できるのです。

また、英文の出題の場合、原著が他国で出版されたものであっても、日本国内においては日本の著作権法が適用されます。つまりこの著作権法第 36 条は、英文の著作物にも適用されるのです。

公的な試験でない場合

試験や検定には公的なものの他に、私的な営利目的の試験や検定もあります。このような試験や検定においても、前項のように、試験問題としての利用・複製が認められています。しかしこの場合、著作権者は著作権の使用料を無償とするまでの便宜をはかる必要はありません。そこで、著作権法第 36 条第 2 項では、「営利を目的として前項の複製（試験問題としての複製）を行う者は、通常の使用料の額の保証金を著作権者に支払わなければならない」としています。この場合の「通常の使用料の額」というのは、その文と同種の文の一般的な著作権者の印税（本や雑誌の文の一部を利用した場合は、その利用部分の按分比額）をベースに計算した額ということになるでしょう。著作権者が試験問題として利用した者の申し出に応じない場合は、最終的には裁判所の裁定によることになります。

翻訳文としての利用

たとえば、原著の英文、または日本語を出題者が翻訳して、これを試験問題として出題した場合はどのように考えたらよいのでしょうか。この場合、試験問題の文には「原著作権」と「翻訳著作権」の、二つの著作権が並存することになります。このうち「翻訳著作権」については、出題者自身が翻訳しており、これを試験問題として提供したのですから、問題はありません。「原著作権」については、著作権法第 43 条

に「第 36 条（前述の試験問題としての複製）については翻訳してこれを利用することができる」旨の規定があります。したがって、前項と同様に、自由に利用することができるのです。

11. 「著作権を侵害した場合の罰則等」

著作権の侵害は犯罪です。そのため、著作権法上において、罰則が規定されています（第 119 条～124 条）。但し、著作権侵害は親告罪のため、告訴がなければ罰則が適用されることはありません（第 123 条）。また、権利を侵害された者は、著作権法上の罰則の請求に加え、相手方（侵害をした者）に対し民事上で次の様な請求をすることができます。(1) 侵害行為の差し止め請求、(2) 損害賠償の請求、(3) 不法利得の請求、(4) 名誉回復等の請求。

【第4章 海外著作物の翻訳権の取得・許諾】

翻訳者が翻訳したいと思う原著を見つけ、自分で翻訳して出版社にもちこむ場合のことを考えながら、原著権と翻訳権、翻訳著作権を考えて見ましょう。

1. 著作権と翻訳権

小説や論文などを著作権法では言語の著作物とよんでいます(言語以外の著作物もあります。音楽や絵画や映画などですが、この言語の著作物の著作権とはどのようなものでしょうか。

まずその著作物を複製(コピー、プリント)する権利は著作者に専属するわけで、何人も著作者の同意なしで著作物を印刷、出版、コピーするような複製行為は出来ないことになっています。この他、著作者は、著作物の内容を、その意に反して変更などされないとか、公表する際に自分の氏名を表示することができるとかいった権利を持っています。これらの著作者の権利については日本の著作権法に規定があります。つまり著作物を出版したりコピーしたりするには著作者の許諾を受けねばならず、また著作物の内容を著作者の同意を得ないで勝手に改変してはならない事になります。至極あたりまえの事ですが、法文にそのような規定があるわけです。

翻訳については著作権法 27 条に規定がありますが、著作者自身がその著作物の翻訳権を、まず持つことになります。翻訳者が他人の著作物を翻訳しようと思えば、原著作者にかけあつて翻訳の許諾(または翻訳権の譲受)を得なければなりません。翻訳の許諾を受けただけでは、原著作者は他にまた翻訳者を定めてこれに翻訳許諾することができますから、これがいやで翻訳を独占したければ、翻訳権の譲受をうけてしまう必要があります。

以上は日本の著作権法に定められていることですので、基本的には日本人の間の事になります。それでは、多くの翻訳者が行っている外国作品の翻訳の場合にはどのように規定されているのでしょうか。

2. 外国人の著作物の翻訳

日本の著作権法には、「条約によりわが国が保護の義務を負う外国人の著作物」がわが国の著作権法により保護されるとの規定があります。

日本は著作権の保護に関するベルヌ条約と万国著作権条約に加盟していますので、これらの条約に入っている国(アメリカをはじめ先進国の殆んどですが)の著作物については、日本人と同様の保護を与えることになります。したがって外国人の著作物についても、翻訳を行うときは、原著作者の翻訳許諾を受けなければならないことになります。もし翻訳を独占したいのであれば、原著作者から翻訳権の譲渡を受けるかまたは他に翻訳をさせない旨の確認を得ておく必要があります。ここで注意すべきは、翻訳の許諾と出版

の許可は別物であるという事です。翻訳の許諾を得て翻訳を完成してもそれは即その翻訳著作物を出版してよいという事にはなりません。出版は出版社との契約によって行われるもので、著作権は、翻訳者でなく、出版社に与えられます。著作権を与える出版契約の際には、ロイヤリティ(印税)の率を定めたり、いろいろ交渉事がありますが、翻訳の許諾は、通常、お金とは無関係に翻訳者に与えられます。この点をはっきりわけて考えておかないと、翻訳権取得の交渉を外国の著作者と行うときにややこしいこととなります。

3. 翻訳著作権

翻訳が完成しますと、翻訳者には翻訳著作権が発生します。原著作者が一次的著作物としての権利を持ち、翻訳者が二次的著作物としての権利をもつわけです。

翻訳著作権も著作権ですから、翻訳者はその翻訳著作物について、勝手に印刷コピー等複製が行われる事を差止め、内容を勝手に変更されないとか、氏名を公表する等、著作権者としての権利が認められることとなります。

4. 翻訳権の取得

日本の著作権法は外国の著作権者の権利をも保護していること、日本で翻訳をするには外国の著作権者の許可を受けなければならないことを述べました。また、翻訳権を得るには、翻訳権の譲渡を受ける方法と、翻訳権の実施許諾を受ける方法の二つがあることを述べました。更に外国の原著作者から得る許諾は、翻訳の許諾と出版の許諾の二つがあること、この二つは別物であることを説明しました。これを踏まえて、翻訳者とその権利を確保するにはどのようにしたら良いかを考えて見ましょう。

5. 翻訳権のみを獲得する

通常、日本で翻訳書を出版する場合は、日本の出版社が(自ら、または仲介エージェントを介して)、原著者の著作権者に接触し、翻訳出版の許諾を取りつけ、その後、翻訳者を選定して日本国内での出版にこぎつけます。翻訳者はあくまで受け身で、出版社から選別を受ける立場にあります。翻訳料にしても交渉の余地は少なく、出版社の計算にもとづくお仕着せの料金です。

ところが、既に述べたように、原著作の著作権者から得る「翻訳の許諾」と「出版の許諾」は別物です。翻訳者は、出版社からのお仕着せの翻訳依頼を待つ必要はなく、著作権者と直接接触して、翻訳権を得ておくことは可能なのです。著作権の許諾と切りはなして、翻訳権を取得しておけば、翻訳者の方から主体性をもって出版社に働きかけることができ、より有利な翻訳料金を得ることが出来るのです。

原著作者に支払うロイヤリティ(印税)は出版社が出版部数に応じて支払います。著作権の設定が未定

の段階で翻訳の許諾だけを受けるのですから、原著作者に支払うロイヤリティは考えなくてよいでしょう。翻訳者としては金銭的出費なしでとりあえず翻訳のスタートをすることが出来るのです。

翻訳者としては、面白い本を見つけたら、まず原著作者の著作権者に手紙を出し、翻訳権を獲得しておくことが、以後の出版の段階でより有利な立場をきづく第一歩でしょう。

6. 著作権者の見つけ方

原著の著作権者に直接手紙を出し翻訳の許諾を要請するとして、問題はどのようにその宛先を見つけ出すかです。

通常、原書の第一頁扉裏にコピーライトの表記欄があります。ここに原著作者、原書の出版社等の表示があります。この欄をていねいに読むと著作権者が誰であるかがわかります。Copyright 1992 by William Shakespearのように著者名が書いてあれば著作権者が著作権を保有しているのかもしれませんが Copyright 1992 by St.Martin Press, Inc.のように出版社名が書いてある場合も多くあります。これは原著作者が著作権の行使を出版社にまかせるために、出版社を著作権者としたものです。場合により Copyright 1992 by Shakespear Agency Co.,Ltd. といったように、著者の専属の著作権エージェントの名前になっていることもあります。この場合はこの著作権エージェントが翻訳許諾交渉の相手方となります。

出版社や著作権エージェントのアドレスもこの欄に表示されていますから、そこへ手紙を出せば良いのです。著者自身が著作権(コピーライト)を保持している場合は、著者の住所は通常表示されていませんから、出版社気付(c/o)で手紙を出すことになります。大きな出版社の場合は、c/o Copyright Manager としないと正確にとどかないことがあります。

ペーパーバック(廉価版)の場合は扉裏にペーパーバック出版社の表示とは別に、初版のハードカバー版の出版社の表示が、First Published by Random House, Inc. in 1990のように書いてありますから、このハードカバー版の出版社気付(c/o)で手紙を出します。

翻訳者は自分の興味のある分野で良い本を見つけたら、ためらわずに、日本の出版社が動く前に、直接手紙を出して翻訳権だけを得ておけば良いのです。

英文の手紙を書くのを面倒がる翻訳者は、日本の出版社や著作権交渉エージェント(タトル・モリ・エージェンシーや日本ユニ・エージェンシーなど)に依頼しようとしがちですが、これはやめた方がよいでしょう。これらエージェンシーでは、出版の予定もないのに翻訳のみの許諾を取ることは、まずないからです。すなわち、訳したい本が見つかったのなら、翻訳者自らが手紙を書いたほうがよいのです。

7. どのように手紙を書くか

翻訳権の獲得のしかたにも、独占的に翻訳権を得る方法(つまり他人に翻訳させない)、非独占的に翻訳権

を得る方法(つまり他に翻訳者が現れる可能性がある)、翻訳権の譲渡を受ける方法(この方法だと他人に翻訳をお願いして、自分は「翻訳権許諾者」の立場に立つことができる)など、いくつかの方法があります。手紙のなかでは、今回申込むのは翻訳の許可だけであり、出版は考えていないこと、したがって出版のためのアドバンス(前渡金)やロイヤリティ(印税)は支払う意思はないことを明確に表現しておく必要があります。もちろん、翻訳は日本語への翻訳に限ることも明瞭に書いておかなければなりません。たとえどんなにわかりきったことであっても、「誤解を防ぐ」ためにキチンと書くことが必要です。こうした点を勘案すると、手紙の骨子は、たとえば次のような文章になるでしょう(ここでは非独占的な翻訳許諾を想定しています)。

I solicit you to grant me a non exclusive license to translate your book “****” into Japanese, provided that such license does not include license to publish the Japanese edition of your book and that such license grant of translation will be free of charge because of no publication at this stage.

(貴著『****』を日本語に翻訳することの非独占的許諾を私にお与え下さるようお願い申し上げます。但し、上記の許諾は出版の許諾を含まず、また現段階では出版しませんので翻訳許諾は無償として下さることを条件として、おねがい申し上げます。)

以上の英文に加えて、自分が翻訳者としてどの位の実績をもっているか(過去に訳した本の列挙)、日本語の翻訳が出来たら献呈すること、日本語の翻訳がすでにあれば、出版社もそれを将来出版する可能性が高いことなどを述べておけば、許諾をも得やすいでしょう。

こうした手紙を著作権者に出しておけば、折返し許諾の手紙が来るか(契約書の場合もあります。)、条件をつけて反対提案が来るはずですから、それを見て決定すればよいでしょう。その結果、翻訳にとりかかることになるのであれば、完成までのスケジュールや進行状況を折々著作権者に報告するのは当然のビジネス・モラルです。

8. 出版社への持ち込み

さて、翻訳の許諾を受けて翻訳権を獲得したら、その本の全部をざっと通読し、シノプシス(要約)をつくり出版社に企画として持ち込んでおきます。そのうえで翻訳にとりかかったほうがいいでしょう。

繰り返しますが、翻訳者の方で積極的に翻訳権を獲得したうえで、企画として出版社に持ち込むことです。ただ単に待っていても、翻訳者に声はかからないとみたほうが正しいのです。かりに声がかかったとしても良い条件ではないことのほうが多いのです。

出版社の企画担当者は常に、良い(売れる)本を探していますが、何分にも忙しくて時間がありません。毎月何万点と出る原書を読んで面白い本を探す時間は到底ないのです。その一方で、著名な作家の本については、最近は海外の出版社から日本の出版社に積極的にアプローチがありますから、それを消化するだけ

で精一杯、という状態です。海外の出版社から日本へのアプローチは特定少数の著名出版社(早川書房など)に集中しますから、その出版社の企画担当者の物理的、時間的能力の限界から、無数の本が出版されないまま消えて行ってしまいます。この現状を打破するためにも、翻訳者がどんどん翻訳権を獲得して、これを出版してくれる出版社に持ち込む方が望ましいと言えます。

9. 翻訳者の著作権について

翻訳者が翻訳した作品については、翻訳者に著作権が発生するわけですが、これについてわが国の著作権法の規定を見ておきましょう。尚、アメリカやヨーロッパの諸国の著作権法も日本の著作権法と類似しています。これは各国の著作権法がベルヌ条約や万国著作権条約に基づいて制定されていますから、必然的に共通の規定を置くことになるからです。

(1) 翻訳は二次的著作物

翻訳とは、ある言語(たとえば英語)で書かれた原著作物を他の言語(たとえば日本語)で表現し直すことです。翻訳されたものは、オリジナルな著作物ではなく、原著作物をもとにした派生的な著作物です。著作権法はこれを「二次的著作物」とよんでいます。著作権法第2条1項11号(定義)は「二次的著作物:著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう」と規定しています。

二次的著作物は、二次的ではあっても、表現に創作性が要求されますから、著作物となります。原著も著作物であり、その翻訳作品も著作物です。原著者の著作権と翻訳者の著作権が並存することになります。

(2) 翻訳権について

翻訳を出すかどうかの判断は、原著作者にあり、翻訳を出すことを決定する権利は、原著作者にあります。著作権法第27条は、これを「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専用する。」と規定しています。これが原著作者の翻訳権とよばれるものです。原著作者は、原著の著作権(複製権が中心ですが)の一部として翻訳権をもつのです。二次的著作物である著作物の著作権者である翻訳者は、原著者の翻訳権の譲渡を受けるか、又はその許諾を受けて、二次的著作物である翻訳を出すことになるわけです。原著者により翻訳権の譲渡あるいは許諾を受けるやり方については、前に述べました。

(3) 出版における著作権者の許諾

出版するということは、著作物を複製するということですが、複製するかどうかを決定する権利は、著

著作権者にあります。著作権法は、これを「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」(第 21 条)と規定しています。二次的著作物である翻訳物については、これも著作物ですから、出版にあたっては、原著作者と二次的著作物の著作者と両方の承諾が必要であることとなります。

(4) 外国人の著作物の翻訳出版

著作権法第 6 条は、

「著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

1. 日本国民(わが国の法令に基づいて設定された法人及び国内に主な事務所を有する法人を含む。以下同じ)の著作物
2. 最初に国内において発行された著作物
3. 条約によりわが国が保護の義務を負う著作物と規定しています。

即ち、外国人の著書で最初に日本国内で出版されれば、その著作権は日本国民と同様に保護されます。また外国人がベルヌ条約に加盟している国、あるいは万国著作権条約に加盟している国、又はその両方に加盟している国の国民であれば、日本国民と同様に保護されます。日本はベルヌ条約と万国著作権条約の両方に加盟しています。このようなわけで、外国人の書いた著書を翻訳出版しようと思えばその外国人の原著作者の承諾を得なければならないのです。このように翻訳出版にあたって原著作者と翻訳者の承認が必要であることについては、法律的な裏づけがあるのです。

10. 翻訳者が海外出版物の翻訳権を取得すること

(1) これまでの日本の翻訳出版のしくみ

現在の翻訳出版は、出版社の編集者が取り仕切っています。海外のリテラリー・エージェント(著作権行使の代行業者)から売り込まれる何十、何百という作品のなかから、適当に売れそうなものを選んで、日本の海外著作権仲介エージェントに「翻訳出版」のライセンス交渉を依頼します。日本側の著作権仲介エージェントが海外のリテラリー・エージェントまたは著作者自身と交渉して、作品の日本での「翻訳出版」のライセンスが得られます。その後、出版社の編集者が翻訳者を指定して翻訳させ出版します。印税は、著作者に対して 5%ないし 10%(アドヴァンスがあります。)、翻訳者に対しては 5%(後払い)というのが通常です。

これは翻訳者に対して、はなはだ都合が悪いシステムだと言えます。翻訳者は出版社に対して常に受身

であり、いわば選ばれる立場にあります。翻訳料は出版社のおしきせであり、交渉の余地がありません。しかも、時には、出版された作品が売れず印税を払ってもらえないことすらあります。

(2) 翻訳出版権は翻訳権と出版権に分けられる

長い間の慣習で、日本の出版社も著作権仲介エージェントも、海外作品の「著作権の獲得」とは「翻訳出版権の取得」を意味することとされているようですが、これは法律的に見れば誤りです。アメリカ著作権法も日本の著作権法も(あるいはその他の国でも)著作者の権利を「翻訳権」と「複製権」(つまり多部数を出版すること)に分けて規定しているのが実状だからです。したがって、「翻訳権」と「出版権」を別々の人に渡すことはアメリカ著作権法でも日本著作権法でも可能なのです。

具体的には、原著の著作権者はまず翻訳者に対してその作品を「翻訳する」ことを許諾し(但しこの場合はその作品を複製・出版することまでを許諾したわけではありません)、その後出版社に対して「出版すること」を許諾する(ここで印税が交渉・決定される)ことが可能なのです。

(3) 翻訳者は積極的に「翻訳権」をとること

翻訳者、特に編集者からなかなか声のかからぬ新人の翻訳者は、積極的に「翻訳権」の許諾を得るべく原作者に手紙を出せばよいのです。(原作者のアドレスの調べ方、手紙の書き方については先に述べました)。「翻訳」をするだけで「出版」をするわけではありませんから印税を払う必要はありませんし、日本の出版社から話のきていない原著者などは、積極的に話に応じてくれるでしょう。翻訳者は翻訳権を取った後、試訳をして出版社に売り込めばよいのです。一つの出版社に断わられても、他の出版社に持ちこめます。このようにして、翻訳者は、翻訳交渉にかける主導権を、新人翻訳者を相手にしてくれない大手出版社の編集者からとりかえすことができるのです。

(4) 翻訳界の活性化のために

海外で、膨大な数の作品が毎年出版されていますが、そのほとんどは日本に紹介されないまま終わっています。このことについてはいくつかの理由が考えられますが、まず、日本でも翻訳書担当の編集者の数が、そもそも限られていること、さらに日々の業務に忙しい彼らには本来的に、海外作品を原著で読む機会が極めて少なくなっていることです。いきおい、過去にはどんな著者のどんな作品が当たったのかということに基づいて次の企画を考えることが多くなります。つまり、名前の売れた著者なのか、当たるテーマの本なのか、ということが最優先課題となり、逆にまだそれほど知られた著者ではなく、これまでにヒットしたことのないテーマの本となりますと、やはり後回しにされることになるのです。ところが、後者のような本のなかにも良い作品は数多くあるのです。そこで、翻訳家を志す人は、ひたすら出版社の声がかかるのを待っていたり、他人の下訳をしたりするのではなく、自ら積極的に開拓することが道をひらくのです。

1 1. 原著者の承諾を得なくてよい翻訳

翻訳権と著作権は別のものであること、翻訳者が翻訳権のみの許諾を得て翻訳のみを行う(出版はしない)ことは可能であること、翻訳をした後にその翻訳を出版社に見せて出版社が原著者から出版(複製)の許諾を受けるといった方法が、著作権法の下で可能であることを述べました。翻訳者として常に、出版社が「翻訳出版権」をとってからその依頼を待つ必要はないのです。これに加えて、翻訳者が原著者の承諾を得なくてよい場合を示すことにしましょう。

(1) 原著者の承諾を不要とする翻訳

著作権法は、著作物を利用(複製、引用、上映上演、翻訳、翻案など)する場合には原則として著作権者の承諾を必要としています。しかしこれは、絶対にはかなる場合にも、というわけではなく、一定の場合には著作権者の承諾を必要としないで、著作物を自由に利用できる場合があります。著作権法はこの自由に利用できる場合を 30 条以下 49 条まで列挙して定めているのです。以下自由に利用できる場合を、複製の場合を念頭において説明しましょう。

(2) 私的使用のための複製

個人的使用または家庭内使用その他これに準ずる限られた範囲内での使用に供するための複製は自由です(著作権法 30 条)。これは、自宅の複写機で自分のためにコピーしたり、親しい友人と一緒に鑑賞するために少数のコピーをとるような場合です。この場合はいちいち著作権者の承諾をとる必要はないのです。翻訳についても私的使用のためなら著作権者の承諾は要らないのです。

(3) 図書館等における複製

公共に奉仕する機能をもつ図書館や資料センターは、利用者の調査研究の用に供するため(いわゆるコピー・サービス)、図書館資料の保存のため等、一定の場合に著作権者の承諾を得ないで複製することができます(31 条)。

(4) 論文中への引用

他人の著作物を自己の著作物中に引用することは、報道、批評、研究などのために必要な範囲内であれば、著作権者の承認を得ないで自由に引用できます(32 条)。ただし出所を明示することが要請されます(48 条 1 項 1 号)。

(5) 教育のための利用、報道、裁判のための利用

著作権法は、公共の目的のためにする利用については、著作権者の承諾を必要としないとしています。教科書用図書へ掲載すること(33条)、学校その他教育機関での複製(35条)、試験問題として利用すること(36条)、時事問題に関する論説の転載等(39条)、政治上の演説等の利用(40条)、時事の事件の報道のための利用(41条)、裁判手続等における複製(42条)など、一定の条件の下で著作物を、著作者の承諾を得ないで、自由に利用できるのです。

(6) 翻訳の場合の自由利用

著作権法の第43条は、30条から42条までのいずれかに該当して、著作物の自由利用が許される場合には、翻訳・翻案などの呼称による著作物の自由利用も許されるとしています。すなわち、前述した「私的使用の場合」、「図書館での利用」、「論文中への引用」、「教育のための利用、報道、裁判のための利用」等の場合は、原著者の承諾を得ないで「翻訳」してもよいことになるのです。

ただし、著作権法は、翻訳による自由利用の場合において出所の明示は必要であるとしています(48条3項)ので、原書名、原著者名、発行年等は翻訳に明示しておかなければなりません。

上記の場合で一番多いのは「私的使用の場合」でしょうが、翻訳者としては「私的な使用を目的」として自分用の試訳やシノプシスをつくり、後に原著者に翻訳権の許諾を請うことも可能なのです。翻訳者としては、このような著作権法上の重要なポイントを頭に入れて、積極的に動くことが必要です。

12. 強制許諾の制度

翻訳者は、出版社や翻訳権仲介エージェント会社の手をわずらわせることなく、自ら翻訳権取得交渉を行うことができること(そして翻訳権のみの許諾は、出版するわけではないので原著者への印税は要らないこと)、及び私的使用の目的ならば、翻訳は原著者への通知を必要としないこと(これは家庭内私的利用のコピーが自由であるのと同じ)について述べました。翻訳者は、著作権法を正確に知ることによって、訴訟をされるのではないか等の、いわれのない恐怖にとらわれる必要がなくなるのです。

ここでは、翻訳したい本が見つかったのですが、原著者から翻訳権の許諾を得られない場合、あるいは翻訳許諾権をもつ人が見つからないような場合の政府強制許諾の制度について述べることにしましょう。

(1) 万国著作権条約による原著者保護の例外

ある国で発行された原著の著作権者は、その国の著作権法で保護されます。たとえばアメリカで原著書が出版された場合、アメリカでその著書を著作権者の同意なしに複製してはならないことは、アメリカ合衆国著作権法で定めてあります。他の国(たとえば日本や韓国)でも同じです。

ところで、自国民の著作のみを保護し、他国民の著作は保護しない(複製自由)というのは片手落ちです。そこで著作権関係ではベルヌ条約と万国著作権条約という国際条約があって、その加盟国(日本は加盟国です。アメリカも同じ。)は、他国の加盟国の国民の著作物も自国民と同じように保護することにしています。他国で発行された著作物も自国内の場合と同じように保護する規定を、自国の著作権法のなかに置いているのです。日本の著作権法にも、この規定があります。海外で出版された著作物を日本国内で勝手に再版したり翻訳出版したりできないのは、この規定にもとづくのです。

ところが翻訳出版したいのに原著者が不当にこれを拒否したり、原著作権者が不明である等の理由で翻訳出版が出ないのは文化の健全な発展をさまたげます。そこで万国著作権条約では、原著作物が発行されて7年を経過してもなお翻訳が出ていないか、または絶版になったような場合であれば、各国ごとの著作権法で、著作権者の同意を得なくても政府の許諾を得れば、翻訳が自由にできるとしたのです。いわゆる強制許諾の条項です(万国著作権条約5条2項)。

(2) 文化庁の認可による強制許諾

上記の条約の規定を受けて、日本では「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」が制定され、その第5条にこの強制許諾についての規定が定められています。これにより、万国著作権条約のみが適用される国で発行されてから7年以内に日本語の翻訳が発行されず、又は発行されたが絶版となっている場合には、次の条件のときに文化庁長官の裁定で強制許諾を得ることができるのです。条件とは①原著の翻訳権を有する者(著作権者)に対し、翻訳し且つその翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき、又は②相当な努力を払ったが翻訳権を有する者(原著作権者)と連絡することができなかつたとき、の二つの場合です。したがって7年以上昔の万国著作権条約のみが適用される国の出版物で翻訳出版されていないものなら、この強制許諾の方法で翻訳出版できるのです。但し、万国著作権条約に加盟し、且つ、ベルヌ条約に加盟している国(日本、アメリカ、欧州諸国)については、この制度は適用されません。そのため、この強制許諾制度の対象となる国はごく少数(サウジアラビア、ニカラグア等)でありますのでご注意ください。

原著者に翻訳出版を申し込んだ場合、通常は拒否されることはないでしょう。しかし日本の大手の出版社が既に唾をつけている場合(アドバンスを払ったりオプション:マネーを払ったりして契約している場合)は断られる場合もあります。このような場合であっても7年以上経っているのであれば、文化庁長官に申請書を出して強制許諾を受け得るのです。

勿論、原著作権者に対し印税は支払わなければなりません。タダというわけにはいかないのです。しかしこの印税は通常のレートで良いのです。法文上は「公正なかつ国際慣行に合致した補償額」ということになっています。

(3) 事前準備

強制許諾が規定されている「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」第5条には強

制許諾を申請するための条件が書いてありますので、これをよく読んで準備資料をあらかじめ集めなければなりません。何も資料を持たないで文化庁に行っても相手にされるわけではありません。

条件の第一は、原著の発行後 7 年の経過です。法文には「最初の発行の日の属する年の翌年から起算して 7 年を経過した時まで、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、日本語でその文書の翻訳物が発行されず、又は発行されたが絶版になっている場合」とあります。強制許諾を求めようとする翻訳者は、原著を入手して最初の発行日を証明する資料をまず揃えておかなければなりません。原著には発行日が印刷されています。日本語の翻訳版が発行されてない(又は発行されても絶版となっている)ことも調査して、事実を押えておかなければなりません。

条件の第二は、翻訳許可に対する相手の拒絶です。翻訳許可を一度も求めてもいないのに強制許諾を求めるわけにはいきません。法文には「翻訳権を有する者に対し、翻訳し、かつ、その翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき」と書いてあります。翻訳者は、事前に、翻訳権を有する者(通常は著作権者である)に許諾を求める手紙を書き、拒絶の返事をもらっておかなければなりません。これらの資料を残しておかないと、強制許諾を申請できないのです。

尚、翻訳権を有する者が不明の場合でも、努力して手紙を出したり、その他の方法で探しておかなければなりません。法文では「相当な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかつたとき」となっています。

あらかじめ相当な努力をして、強制許諾が申請できるよう事実関係を積み上げ、資料を揃えておく必要があるのです。

(4) 強制許諾の申請

申請を提出する官庁は、「文化庁著作権課」です。文部省のビルの 6 階にあります。申請書の書式はフォームとして定型的になってはいませんが、A4 版横書きで、表題を「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第 5 条第一項の規定による翻訳物の発行の許可の申請書」として次の事項を記載します。

(1)申請者の氏名(又は名称)住所(又は居所)、申請者が会社のような法人の場合は、代表 者の名も書きます。

(2)原著作物の題号

(3)原著作物に掲げられた原作者の氏名(原作者の氏名が掲げられていないときは、その旨)

(4)原作者に掲げられた発行者の氏名(又は名称)

(5)原著作物が最初に発行された国(二つ以上の国で同時発行された場合はそのすべての国)

(6)前号の国(最初の発行国)が万国著作権条約締約国、又はベルヌ条約加盟国以外の国であるときは、原作者の国籍

(7)原著作物の最初の発行の日の属する年

(8)最初の発行の日の属する年の翌年から起算して7年を経過した時までに、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者より、日本語による翻訳物が発行されていず、又は発行されたがそれが絶版になっている旨

(9)「許諾を求めたが拒否された」か「翻訳権を有する者と連絡することができなかつたか」のいずれかに該当する旨申請書には以上の事項を書くわけですが、これを裏づける資料を添付して文化庁に提出しなければなりません。添付資料は次のようなものです。

(1)申請者の戸籍謄本。申請者が会社等法人の場合は登記簿謄本

(2)原著作物が最初に発行された国を証する資料(これは原著の著作権表示の部分を資料として添付すればよい。)

(3)原著作物の最初の発行の日の属する年を証する資料(これも原著の著作権表示の部分を資料として添付すればよい。)

(4)原著発行年の翌年から起算して7年を経過しても日本語翻訳物が発行されていない(又は発行されたが絶版となっている)ことの疎明資料(これは業界団体や出版社の証明が資料となります。誰かその道の専門家の報告書でもよい。)

(5)「翻訳権を有する者に対し、翻訳し、かつその翻訳物の発行の許諾を求めたが拒否された」ことを証明する資料、又は「相等な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかつた」ことを証明する資料(1.事前準備で行ったやりとりの資料がこの資料として使えます。)

以上の申請書は、文化庁長官宛とし文化庁著作権課に提出します。文化庁は、原著発行国の在日大使館、領事館等に照会等をした上で許可を出すことになるわけです。

以上の強制許諾を得たからといって、原作者に対して何も払わなくてよいというわけではありません。妥当な額のロイヤリティ(印税)を払わなければなりません。

(5) 強制許諾の裁定と補償額の認可の申請

強制許諾の申請、正確には翻訳物の発行の許可を、文化庁に申立てますと審査の上、文化庁長官の名で許可書が発行され、且つその旨が官報に告示されます。これにより、翻訳版の発行、即ち出版にとりかかることになるわけですが、その発行前に著作権者に対し印税に相当する補償額を支払わなくてはなりません。

法は「発行前に文化庁長官の認可を受けた公正且つ国際慣行に合致した補償額の全部又は一部を翻訳権を有する者に支払い、又はその者のために供託しなければならない。」としています(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条1項ただし書)。

そこで翻訳版の発行をしようとする者は、発行の前に(通常は強制許諾を受けたすぐ後)、文化庁に対して補償額の認可の申請を提出することになります。申請書の書式は文化庁にありますが、次の事項を記載することになります。

- 1.申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 2.原著作物の題号及び原著作物に掲げられた原作者の氏名(原作者の氏名が掲げられていないときは、その旨)
- 3.翻訳物の発行の許可を受けた日
- 4.補償額
- 5.翻訳物の発行方法
- 6.翻訳物の発行部数、定価その他補償額の算定の基礎となった事項

上記の申請書を文化庁に提出しますと、文化庁内の著作権審議会にかかり、そこで審議されて補償額が決定されます。その後、発行者は翻訳権者(通常は原著作権者、場合により原著作の出版社)に、この文化庁の裁定額を送金すればよいのです。

以上が翻訳の強制許諾です。これまで述べて来ましたように、翻訳者は受身の立場から脱却して、積極的に原著作権者にアプローチし、場合によっては強制許諾の方法も利用しながら、翻訳物を発行することも考えてよいのです。